

平成20年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 平成20年12月1日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|--|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第9 | 議案第3号 名寄市育英奨学条例の一部改正について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第10 | 議案第4号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について |
| 日程第3 | 平成20年第3回定例会付託議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について(民生常任委員会報告) | 日程第11 | 議案第5号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について |
| 日程第4 | 平成20年第3回定例会付託議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について(名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会報告)
平成20年第3回定例会付託議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について(名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会報告) | 日程第12 | 議案第6号 名寄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第5 | 平成20年第3回定例会付託議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について(平成19年度決算審査特別委員会報告)
平成20年第3回定例会付託議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について(平成19年度決算審査特別委員会報告)
平成20年第3回定例会付託議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について(平成19年度決算審査特別委員会報告) | 日程第13 | 議案第7号 名寄市準用河川管理条例の一部改正について
議案第8号 名寄市普通河川管理条例の一部改正について |
| 日程第6 | 行政報告 | 日程第14 | 議案第9号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について | 日程第15 | 議案第10号 工事請負契約の変更について
議案第11号 工事請負契約の変更について |
| 日程第8 | 議案第2号 名寄市認可地縁団体印鑑条例及び公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について | 日程第16 | 議案第12号 名寄市土地開発公社定款の変更について |
| | | 日程第17 | 議案第13号 指定管理者の指定について(名寄市スポーツセンター)
議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市営球場)
議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市テニスコート)
議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市営プール)
議案第17号 指定管理者の指定について(名寄市北体育館)
議案第18号 指定管理者の指定について(名寄市B&G海洋センター) |

議案第19号 指定管理者の指定について（名寄市ピヤシリシャンツェ）
議案第20号 指定管理者の指定について（木材需要拡大センター）
議案第21号 指定管理者の指定について（体育センターピヤシリ・フォレスト）
議案第22号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）
議案第23号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）
日程第18 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計補正予算
日程第19 議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第20 議案第26号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第21 議案第27号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
日程第22 議案第28号 名寄市議会会議規則の一部改正について
日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成20年第3回定例会付託議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について（民生常任委員会報告）
日程第4 平成20年第3回定例会付託議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について（名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会報告）
平成20年第3回定例会付託議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について（名寄市都市公園条例等の一部

改正に関する審査特別委員会報告）
日程第5 平成20年第3回定例会付託議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について（平成19年度決算審査特別委員会報告）
平成20年第3回定例会付託議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について（平成19年度決算審査特別委員会報告）
平成20年第3回定例会付託議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について（平成19年度決算審査特別委員会報告）
日程第6 行政報告
日程第7 議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について
日程第8 議案第2号 名寄市認可地縁団体印鑑条例及び公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第3号 名寄市育英奨学条例の一部改正について
日程第10 議案第4号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について
日程第11 議案第5号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について
日程第12 議案第6号 名寄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について
日程第13 議案第7号 名寄市準用河川管理条例の一部改正について
議案第8号 名寄市普通河川管理条例の一部改正について
日程第14 議案第9号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について
日程第15 議案第10号 工事請負契約の変更に
ついて
議案第11号 工事請負契約の変更に
ついて

日程第16 議案第12号 名寄市土地開発公社定款の変更について

日程第17 議案第13号 指定管理者の指定について(名寄市スポーツセンター)

議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市営球場)

議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市テニスコート)

議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市営プール)

議案第17号 指定管理者の指定について(名寄市北体育館)

議案第18号 指定管理者の指定について(名寄市B&G海洋センター)

議案第19号 指定管理者の指定について(名寄市ピヤシリシャンツェ)

議案第20号 指定管理者の指定について(木材需要拡大センター)

議案第21号 指定管理者の指定について(体育センターピヤシリ・フォレスト)

議案第22号 指定管理者の指定について(名寄市営牧野)

議案第23号 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場)

日程第18 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計補正予算

日程第19 議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算

日程第20 議案第26号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算

日程第21 議案第27号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算

日程第22 議案第28号 名寄市議会会議規則の一部改正について

日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告について

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健一
書記	間所	勝
書記	松井	幸子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市	長	島	多慶志	君
副市	長	中尾	裕二	君
副市	長	小室	勝治	君
教	育	藤原	忠之	君
總務部	長	佐々木	雅	君
生活福祉部	長	吉原	保	君
經濟部	長	手間本	剛	君
建設水道部	長	野間井	照	君
教	育	山内	豐	君
市立綜合病院	長	内海	博司	君
市立大局	長	三澤	吉巳	君
福祉事務所	長	小山	龍彦	君
上下水道室	長	和田	博	君
會計室	長	成田	勇一	君
監查委員		森山	良悦	君

○議長（小野寺一知識員） ただいまより平成20年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

10番 佐藤 勝 議員

15番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月12日までの12日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月12日までの12日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第3 平成20年第3回定例会付託議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

民生常任委員会、渡辺正尚委員長。

○民生常任委員長（渡辺正尚議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、平成20年第3回定例会付託議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、生活福祉部長を初め担当職員の出席を願い、9月30日、10月17日、11月5日の3回にわたり開催し、詳細に説明を受けた後、

慎重に審査を行ったところであります。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように、本市では内淵一般廃棄物最終処分場及び風連一般廃棄物最終処分場の設置をしていますが、廃棄物処理手数料は合併前の体系で積算されており、内淵では重量制、風連では累進制を採用し、現在に至っているところから、受益者に対する負担の公平を確保するため、両施設で異なる廃棄物処理手数料の算定方式を内淵一般廃棄物最終処分場が採用している重量制に統一しようとするものであります。

各委員から出されました主な質疑では、名寄市が重量制、風連は累進制の現況を重量制に統一するということで、風連地区の1回当たりの量が70キロから100キロの重量利用者が大きなウエートを占めていることから、風連地区の負担が従来と比べ大きくなる。そういう状況下で累進制を検討した経過はの質問に対しては、旧名寄市でごみ減量化の促進と処理経費の財源確保を図るため、平成15年4月から家庭ごみの有料化を導入した。このときの検討経過で家庭系ごみも有料袋使用の重量制とし、家庭ごみ処理経費全体の約25%程度を市民負担分として手数料を積算した。埋め立てごみを処分場に車で搬入する個人が有利になることや埋め立てごみ以外のごみも一緒に搬入するということで、減量化には効果が薄いということで累進制はとらず、有料袋と同じ重量制を採用した。ごみ集めの基本は、袋による搬出、市の収集車による回収を基本にしているとの答えがあり、また風連地区で1回当たり480円の負担は金額が大きいのではの質問に対し、名寄市の受益者負担の考えは公共施設などは25%、補助や奨励サービスなどがある場合は50%、利用がごく少数の場合は100%の負担をいただくこととしており、公平性を確保する観点から名寄地区と同じ約25%程度の負担をしていただく考え方との答えがありました。

さらには、風連地区のリサイクルステーション

に対する交付金、処分場の減量化、延命対策、家庭負担の軽減対策はの質問では、合併により旧風連地区にあった衛生組合分担金、1戸当たり300円を廃止、それに伴いステーション20カ所に対する交付金の基礎割部分も廃止となった経緯があるが、今回の手数料統一による増収分を廃止となった基礎割部分で1カ所当たり2万5,000円の計50万円をリサイクルステーション利用促進交付金として復活分に充てる考えであり、減量化では廃食油、古着はそれぞれ炭化ごみ、埋め立てごみとして有料になっているが、市が設置した回収ボックスに入れると無料となる。風連処分場の延命については、手数料を統一することにより名寄地区からの持ち込みが減少し、延命につながると想定しているとの答えがありました。

今回の手数料統一に当たって将来基本計画、施設の延命、市民の税と負担に対するトータルな検討経過はとの質問に対しては、将来基本計画については合併前の名寄市、風連町それぞれの計画を全面的に見直し、一般廃棄物の発生から処分まで一貫した処理体系を長期ビジョンに立ってごみの排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の確保を基本にごみ排出の削減をリサイクル率及び減量処理率の各数値目標を掲げた名寄市一般廃棄物基本処理計画を平成19年度に策定した。処分場処理経費については、平成19年度処理経費で内淵処分場が1キロ当たり約6円、風連処分場が約19円で、2カ所の処分場を維持していくと経費もかさむが、地域の利便性、災害等非常時対応などを考慮し、今後とも併用して使用していく。

風連処分場の延命については、風連処分場の手数料が安いと名寄地区からの搬入量が今後とも減らず、料金統一により名寄地区からの搬入量が減り、延命化が図れるとし、内淵処分場、風連処分場の埋め立て期間の最終年次はそれぞれ平成22年と平成27年だが、現在の進捗状況、埋め立て残余期間はの質問には、平成19年度基本計画策定時に目視、市民調査だが、内淵で50%、風連

で70%程度の残余容量で、現在の状況から勘案して内淵では7年から8年、風連で約10年前後が残存年数と想定しているとの答えがありました。

委員からは、住民の皆さんの努力により行政が考えた当初の目標年次を超えて延命している過程もあり、リサイクルを徹底してやる努力などでさらに目標年次を延ばすことも可能。そのことが最終的には市民負担の軽減につながり、特に手数料統一により風連処分場への名寄地区からの持ち込みが減少し、風連処分場の延命が図られ、結果、長期的に風連地区住民の利便性が確保され、市民全体の利益に直結する。同時に、市民要望の収集回数問題など行政サービスを上げる努力は求めていかなければならない。原案はベターである。風連地区の皆さんにとって手数料が上がることは大変なことだが、内淵処分場との差をつけていると風連に持ち込まれる経過もあった。重量制は公平な手法であり、理解できる。説明会の状況を見ても風連地区の一定の理解は得ているのではないかと。原案に賛成したい。収集方法について風連地区がステーション方式で名寄地区が一部を除き戸別方式と差異がある。料金を統一するのだから、収集方法についても統一しなければならない。ステーション方式は、不法投棄、事業系ごみの入り込む余地が出てきてしまう。あるいは、高齢者世帯が遠いステーションまでごみ出しを強いられるなど問題が多い。収集方式の統一に向けて明確な実施年次を示すことが必要である。収集方式の統一については重たい問題であり、負担感だけが残るのではなく、利用しやすく、処理しやすいこととの連動性は重要な考え方。風連地区の皆さんにも理解を得られるものであり、現実の期待感を持ちつつ、原案賛成であるなど多くの意見が出されました。

以上の議論経過から、審査結果として、手数料統一に伴い、風連地区がステーション方式、名寄地区が一部を除き戸別収集という方法の差異について明確な実地年次を示し、戸別収集に向けて統

一すべきであることを強く求めて、付託議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

以上を申し上げまして当委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） 今委員長のほうから報告いただきまして、風連地区、名寄地区の重量制で統一するということには異議は全くございません。お互いやっていくことが必要だと思うのですが、ごみの料金改定に当たっては委員長の報告のとおり住民負担が25%を基準として行うということで、名寄市の料金を決めたときもそうだったのですが、私さきの決算委員会で名寄市の今の状況を質問したときに今名寄市における現状は2.1%が住民負担であるという報告を受けました。今回料金の重量制に伴う統一を行うことによって、住民負担がどれぐらいになるのか、住民負担率がわかってこの金額を設定することをよしとしたのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。
渡辺委員長。

○民生常任委員長（渡辺正尚議員） 25%に統一するという話だけでした。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩します。
休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

渡辺委員長。

○民生常任委員長（渡辺正尚議員） そういう議論はありませんでした。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成20年第3回定例会付託議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 平成20年第3回定例会付託議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について、平成20年第3回定例会付託議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会、中野秀敏委員長。

○名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員長（中野秀敏議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、平成20年第3回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について及び付託議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、経済部長、建設水道部長を初め担当職員の出席を願い、9月17日、10月6日、31日、11月6日、10日の5回にわたり開催し、審査を行ったところであります。

付託議案第8号及び第9号については、風連地区天塩川緑地さざなみ公園に造成されていたパー

クゴルフ場がことし6月に18ホールを一部供用開始し、平成21年7月ごろにはさらに18ホールが供用開始できることとなるため、さざなみ公園パークゴルフ場の利用料金を定め、整備状況を健康の森パークゴルフ場及び名寄公園パークゴルフ場との同等の水準に保ち、利用料金の均衡を図るため実施するものであり、さらに受益者負担の見直しを行い、利用料金の改定をするものとの提案であります。

これを受け、担当者から補足説明として、受益者負担の見直しにより平成14年度に開設した名寄公園パークゴルフ場においては、1日券204円を250円に、シーズン券3,150円を5,000円に、用具貸し出し157円を200円に改め、さざなみ公園パークゴルフ場においてはこれまで条例上の定めはなく、協力金として1日100円以上としていたものを300円に、シーズン券2,000円としていたものを6,000円と新たに定め、平成12年から使用料が条例化されているなよろ健康の森パークゴルフ場については1日券204円を300円に、シーズン券4,200円を6,000円に、用具貸し出し157円を200円に改め、また名寄公園と健康の森との2地区共用券1シーズン5,250円をさざなみ公園も含め選択可能な2地区共用券とし、7,000円に改め、3地区共用券を新設し、1シーズン9,000円とし、シーズン券に係る金額については75歳以上の利用者の場合、それぞれ1,000円を割り引いた金額とするとの説明を受けたところであります。このことから、関連する両議案を一括して審査したところであります。

各委員から出された主な質疑では、1点目として、名寄市全体の公共施設に対する受益者負担率をどのように考えているかに対しまして、行政改革でも一定の考えを持って進めており、大多数の住民に受益が見込まれるものはおおむね25%、利用者が特定されるサービス、体育施設等はおおむね50%、利用者がごく少数に限られるサービ

スに対しては100%として進めている。今回のパークゴルフ場においては、改定で34.35%であるが、今後は基本的な考え方に少しでも近づけていきたい。

2点目として、シルバー料金の根拠については、市内の町内会が主体に進めている敬老会の年齢がおおむね70歳から75歳ということが多く、これらのことから健康で楽しんでもらいたいという敬老の思いを込め、75歳以上の利用者に対しシーズン券または共用券を1,000円割り引いた金額としたと。

3点目として、風連地区天塩川パークゴルフ場の旧27ホールの活用はどのように考えているかに対しまして、瑞生橋上流の27ホールは開発局の水辺の楽校というメニューの中でつくられた施設であり、さらに上流の施設と一体の広場として使っていく予定であり、平成21年度は27ホールを残し、整備は18ホールになるかもしれない。平成22年度は閉鎖をしたいということであります。

4点目として、同じ時間に2地区、3地区に行くわけではないので、3地区共用券だけでもよいのではないかということに対しましては、選択肢を多くしたほうが需要があると考え、2地区、3地区の共用券をそれぞれ設定した。

5点目として、パークゴルフ人口を何人程度と把握しているのかに対しましては、シーズン券購入状況で見ると名寄地区で約680名、風連地区で約140名が購入し、合わせて800名程度であり、1日券利用者を勘案すると2,000名程度と考えている。

6点目として、同等の料金、同等の整備ということで天塩川パークゴルフ場における自動販売機の設置、トイレ、水の確保についてはどのように考えているかの質問に対しましては、券販売機設置のために電気を引くことにより、自動販売機を設置したい。トイレは、瑞生コースにあるものを移設し、休憩施設、日陰部分もつくっていきたい

などがあったところであります。

また、天塩川緑地さざなみ公園につきましては、平成20年度完成のせせらぎコース、平成21年7月完成の風コースの36ホールが基本であり、明年度オープン時には完全オープンでないことから、平成21年度1年限りシーズン券を5,000円にすべきとの意見が出されたところであります。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました付託議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正につきましては、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして（施行期日）を付し、附則に次の第1項を加える。（経過措置）、第2項、天塩川さざなみ公園パークゴルフ場利用料金については、1人1シーズンにつき「6,000円」とあるのは、平成21年度に限り「5,000円」とする原案の一部修正案が全委員より出され、審査の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

同じく付託されました付託議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

以上、当特別委員会に付託されました付託議案の経過と結果について御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 1点お伺いをしたいと思います。

競技として楽しむことはもちろんですが、健康維持、増進のためにもパークゴルフの愛好者がふえている。こんな中で関心の高い案件でしたので、委員の皆さんには本当に活発な、また熱心な議論がされたことが今委員長のほうから報告があったわけですが、実はシルバー割引については私も反

対するものではないのですが、この中で年齢の問題について議論がどんなふうになされたのか、もう少し詳しくお知らせをいただきたいなというふうに思います。例えば一般的に言う定年という60歳、それからさらには年金受給開始される65歳という、そういった年齢でのシルバー割引というところら辺で議論がなかったのかどうかお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中野委員長。

○名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員長（中野秀敏議員） 議論の経過につきましては、報告の中でもあったとおり、今質問としては当然根拠については御報告のとおりでありますけれども、議論の中につきましてはパークゴルフ場の年齢については50歳から75歳が一番多いというようなことで、過去の年間券の資料も提出をいただいたところでございまして、70歳以上となりますと35%になるというようなことで、そういった意味から35%の方を割引くというのが本当にいいかどうかという議論がされたところであります。さらには、意見として割引くということは平等性に欠けるのではないかという意見も出されたところでございまして、そのような議論の中で最終的には原案のとおりということに決定したところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。私がこのことにちょっとこだわるのはどうしてかということ、12月6日からオープンするかどうかという、ピヤシリスキー場、今この時期になって、スキー場のリフトのシーズン券が実は60歳以上が大きく割引かれているわけです。それで、多くの皆さんに利用していただくという部分でも、やっぱり年齢を下げるといのは必要かなというふうに思うわけです。いろいろお話を聞いてみますと、75歳以上の方はあと何年利用できるかなというような話だったり、75歳以下の方でしたら、割引の利用ができるまで元気にいられるかな

というような話が結構聞かれるわけです。そういう中で今後期高齢者医療制度などに見られるように、高齢というか、年を重ねることに対して優しくない政治が今本当に国のほうも先頭に立ってやられている。こんな中でやっぱり住民の一番身近な地方自治体がこういった高齢の皆さん方に優しく、そして目的に書かれているように、高齢化社会に対応して健康維持のためにシルバー世代のパークゴルフ場の利用者の拡大を目的とするというふうに書かれているわけですので、やはりもうちょっと年齢を下げたこういうシルバー割引をしていただきたかったなというふうに思いまして、今度の案に対して私は賛成しかねるということを表明して、質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。平成20年第3回定例会付託議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 御異議がありますので、起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。よって、平成20年第3回定例会付託議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成20年第3回定例会付託議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。よって、平成20年第3回定例会付託議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

日程第5 平成20年第3回定例会付託議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について、平成20年第3回定例会付託議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について、平成20年第3回定例会付託議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、田中好望委員長。

○決算審査特別委員長（田中好望議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、第3回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託されました議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について及び議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について並びに議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上3件について委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

第1回委員会は、9月1日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長には私田中好望が、副委員長には日根野正敏委員がそれぞれ選任されました。

続いて、第2回委員会は10月28日に開会いたしましたして、審査日程を10月28日から31日までの4日間と定め、実質審査に入った次第であります。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の方々の出席を求め、それぞれの説明並びに答弁をいただきまして、慎重に審査を行ったところであります。

審査の経過につきましては、詳細に御報告申し上げるところではございますが、当委員会は今委員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただき、審査の結果についてのみ御報告を申し上げますので、御了承をお願いするところでございます。

付託議案第24号につきましては、老人保健事業特別会計ほか6特別会計は全会一致で、一般会計及び国民健康保険特別会計は採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

付託議案第25号及び付託議案第26号につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

よって、各会計決算はいずれも正確な収支が行われ、予算の執行は適正であったことが認められたものであります。

以上が審査の結果であります。

終わりに当たりまして、一言申し上げます。委員会開催中、委員並びに理事者各位におかれましては、終始慎重かつ御熱心に審議を尽くしていただきました。合併から2回目の本格決算審査であり、委員の質疑は市民の皆さんの福祉向上のため、市勢発展のために、さらには一日も早い真の合併を果たすものであったものと感じます。理事者にとっては、委員会で出された質疑を新年度以降の施策に反映されることを切に望むものであります。改めまして議員各位並びに理事者の皆さんの御理解、御協力で日程どおり決算審査特別委員会を終えさせていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げまして、委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました平成20年第3回定例会付託議案第24号外2件については、

全議員をもって構成されました特別委員会の審査でありますので、この際質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、平成20年第3回定例会付託議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。

よって、平成20年第3回定例会付託議案第24号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、平成20年第3回定例会付託議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について外1件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成20年第3回定例会付託議案第25号外1件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成20年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、大野猛夫さんに文化奨励賞を授与いたし

ました。

大野さんは、道北地方雇用問題対策協議会会長、名寄市雇用問題対策協議会会長として、建設業を中心とする季節労働者の雇用や就労対策に奔走され、建設業の振興に御尽力いただきました。さらに名寄商工会議所会頭をはじめ、名寄建設業協会会長など多くの公職を歴任されるなど、市政運営に御協力をいただきました。

また、同日、名寄市表彰条例に基づき、自治、社会福祉、産業経済、労働、教育文化、住民運動実践の各分野におきまして、市政の発展に寄与されました14個人の皆さんに功労表彰を、多額の御寄附を通してお力添えをいただきました16個人、9団体の皆さんに善行表彰をさせていただきました。

受賞されました皆さんには、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を願っています。

次に、地域活性化・緊急安心実現総合対策について申し上げます。

この事業は、国の緊急総合対策に基づき、地方自治体が「地域活性化・緊急安心実現総合対策実施計画」を作成し、実施する事業に対して国が必要な額を交付金として財政支援するものです。

名寄市の交付金限度額は3,000万円で、住宅リフォーム促進助成事業、緊急福祉灯油支援事業、陽だまり基盤整備補助事業、認定こども園支援事業、土壌診断助成事業などを計画に盛り込み、事業推進に必要な金額を本定例会に、補正予算として提案しています。

次に、（仮称）自治基本条例について申し上げます。

市民懇話会では、自治基本条例のあり方について、これまで15回に亘り協議検討が行われており、平成21年度の条例施行に向け提言をまとめるための作業を進めています。

また、市民へのPRとして、ピヤシリ大学の公開講座やAirテッシでの周知、市民懇話会によ

る広報の発行などに取り組んでいます。

次に、（仮称）地域連絡協議会の創設について申し上げます。

小学校区域毎の地域連絡協議会創設に向け、準備会を立ち上げていただきました。現在、地域連絡協議会の運営方法や活動方針、役員等について協議を進めており、年度内には、それぞれ7小学校区において地域連絡協議会が創設されるよう努めてまいります。

次に、風連地区では、行政区制度から住民自治組織への移行に関する審議をいただくため、昨年6月に風連区長の諮問機関として「住民自治組織移行審議会」を設置いたしました。10月23日には審議会から、住民と行政との「協働のまちづくり」を一層推進するため、住民自治組織へ移行すべきである。また、世帯数の減少と高齢化などによって自治活動に支障をきたしている地域があることから、将来を見据えて現行の17行政区を13組織にすべきとの具体的な区割りを含めた答申をいただいたところです。

今後は、この答申に基づき平成22年4月1日からの移行に向けて地域協議を進めてまいります。

次に、まちづくり懇談会について申し上げます。

市民の声を反映し協働のまちづくりを進めるために、名寄地区では町内会連合会と連携して、小学校区の町内会区域を対象に6会場で、風連地区では行政区長会と連携して4会場でまちづくり懇談会を開催いたしました。

今回は、「安心のまちづくり」をテーマに市政の取り組みについてのお知らせと、意見交換を行いました。

次に、男女共同参画について申し上げます。

本年度から「名寄市男女共同参画推進計画」の施策に対する事業を、それぞれの担当部署で進めています。

広報なよろでの男女共同参画コーナーの連載のほか、男女共同参画週間には作品展覧会、市内各イベントでの啓発、道立女性プラザ祭への参加な

ど、様々な機会を通して意識啓発に取り組んでいます。

各担当部署における事業の進捗状況につきましても、ワーキンググループ会議や推進委員会を開催し、実態把握、検証等を進め、引き続き、計画推進に取り組んでまいります。

本年4月に市長を本部長とする「名寄市行財政改革推進実施本部」を設置いたしました。組織・機構検討部会、使用料手数料及び負担金補助金見直し検討部会、公共施設のあり方検討部会の3部会を設け、社会情勢の変化に対応できる簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民との協働のまちづくりを推進するため、取り組みを進めています。

各職場、各部会での協議、また、市民・関係団体等との協議を行い、全ての事業について見直しを実施してまいります。

次に、なよろ健康まつりについて申し上げます。

第21回「なよろ健康まつり」は、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに9月27日、総合福祉センターを会場に開催いたしました。

来場いただいた400人の方に動脈硬化検査、体内健康測定、骨密度測定、歯の健康コーナーなどで健康チェックを受けていただきました。

さらに、平成20年3月に策定した食育推進計画・健康増進計画の具体的な推進に向け、なよろ健康まつり特別講演会として星澤幸子先生をお招きし、「夢をかなえる食生活」をテーマに御講演をいただき、市民の生活習慣見直しの機会として、健康への意識啓発を図ってまいりました。

次に、病院事業について申し上げます。

平成19年度からの2ヵ年事業で実施の病院増改築事業は、11月28日に医師研究室の引渡しを受け、ほぼ工事が終了いたしました。本事業により、病院機能が向上し、医師の労働環境の整備が図られましたので、引き続き、医療に対する住民のニーズやサービスの向上に努めてまいります。

本年度4月から9月までの上半期における患者

数につきましては、入院が延べ5万8,588人で、前年に比べて533人の減少となりました。外来では、延べ13万1,767人で、前年に比べますと4,390人増加しています。

収支の状況では、病院事業収益は33億8,399万5,000円で、対前年度比で105.4%、金額では1億7,459万1,000円の増加となりました。また、病院事業費用は34億7,261万7,000円で、材料費のうち、診療材料費と薬品費、また、経費のうち賃借料と委託費の増加により、対前年比106.0%、金額では1億9,555万7,000円の増加となっています。この結果、収支の差額が8,862万2,000円の収入不足となりました。

医業収益は下半期に増加するという傾向にありますので、厳しい状況が続きますが、入院収入をはじめとする医業収益の確保に努めるとともに、費用の節減を図りながら、年度当初の計画の達成に向けて努力してまいります。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

平成18年に施行された「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により「名寄市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱」を定め、去る11月18日に設立会議を開催いたしました。

このネットワークは、法律、医療の各関係機関、保健福祉や介護保険の関係者及び学識経験者など17団体で構成し、高齢者への虐待防止と虐待を受けている者の保護支援について連携協力体制をつくりあげたところです。

高齢者に対する虐待の通報があった場合や相談などの実務的な対応は、地域包括支援センターを中心として緊急の対応や支援方針を決定し、虐待防止に向け活動を行ってまいります。

次に、高齢者徘徊防止SOSネットワークについて申し上げます。今年の5月、8月と立て続けに発生した高齢者の行方不明事案は、どちらも習慣としていた散歩から発生したものです。内1件

は発見されましたが、後者は未だ発見されていません。

これらを踏まえ、7月に高齢者徘徊防止SOSネットワーク要綱を定め、11月に開催されました「まちづくり懇談会」で、安心安全を地域で実施し、町内会における高齢者及び幼児、児童の見守りを提起いたしました。

今後、広報誌などにより周知を図ってまいります。徘徊等を起こす可能性の高い方を対象として事前登録をお願いし、まさかの時の対応策を整えてまいります。

次に環境の保全について申し上げます。

去る10月9日に市内大型店4店と名寄・風連両消費者協会及び名寄市は、ごみの減量化、資源の循環利用及び地球温暖化防止や環境保全意識の高揚を目的として、レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定を締結いたしました。

協定は、西條名寄店、ラルズマート名寄店、マックスバリュ名寄店、ポストフル名寄店の4店と締結し、内容はマイバック等の持参率80パーセント以上を目標にレジ袋の無料配布を行わず削減に取り組むことや、レジ袋の販売収益は環境保全活動及び地域貢献活動などに還元することなどが盛り込まれています。

11月20日から4店の食品売り場でレジ袋が有料化されており、実施初日には、レジ袋の削減やマイバック推進の気運を高めるため、消費者協会との協力で、各店において先着100人にマイバックの無料配布を行いました。

今後も、関係団体との連携により、ごみの減量化、資源の循環利用などにつながるマイバック運動の推進を図ってまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

消防施設につきましては、名寄市字日進に消火栓1基の新設を9月5日に完了し、安定した消防水利の確保が可能となりました。

消防体制につきましては、5月に救急救命士3名、10月に消防士2名を採用し、現行体制の維

持に努めています。

防火対策につきましては、10月15日から31日までの秋の全道火災予防運動を展開し、社会福祉施設及び危険物施設の立入検査、一般住宅の防火訪問や街頭広報による住宅防火対策の啓発等を実施してまいりました。しかし、11月16日に発生した住宅火災は、高齢者御夫婦が焼死する痛ましい結果となりました。本格的な冬を迎え、暖房機器を使用する時期でもありますので、引き続き、火の取り扱いには十分気を付けていただくよう呼びかけてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

今年度の防災訓練は、9月24日に豊西小学校校下の5町内会及び自衛隊名寄駐屯地、名寄消防団など11の関係機関・団体が参加して、市民文化センターを避難所として実施いたしました。

町内会からは86人の参加があり、徒歩による安全な避難行動の訓練を行ったほか、洪水ハザードマップや災害時要援護者に対する町内会等の支援活動に関する説明、救命処置に関するAED使用法の講習、自衛隊ヘリコプターによる救出活動の見学などを通じて、防災意識を高めていただきました。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

11月20日現在、工事・委託を含め114件、事業費で21億3,342万円、発注率にして98.3パーセントとなっております。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、木造平屋建て4棟8戸を8月に着手し、本年12月に完成いたします。

北斗・新北斗団地建替事業は、住み替え住宅として鉄筋コンクリート造5階建て34戸を9月に着手し、平成21年10月に完成予定となっております。

また、耐震改修促進計画は、庁内作業部会を3回開催し、11月に策定が完了いたしました。

次に、公園の整備について申し上げます。

名寄公園の園路改修は、平成18年度から透水性アスファルトの舗装化を進めてまいりましたが、今年度で完了し、市民の憩いの場として利用いただいています。

風連地区の天塩川河川緑地パークゴルフ場は、昨年度に引き続き18ホールを今年度中の完成予定で工事を進めています。オープンは来年6月末を予定しており、市民の健康増進と交流の場として多くの利用を期待しています。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

本事業は、今年度から着工となり、施行者の「株式会社ふうれん」は、北海道知事から権利変換計画の認可を受け、9月に今年度施工範囲の解体工事を行い、10月に建築工事に着手し、平成21年3月完成予定で建設を進めています。

市では、施行者と連携を図り、平成22年度事業完了に向け支援してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

サンルダム本体着工前に行う水道事業再評価は、水道事業審議委員会に諮問していましたが、10月9日に審議委員長から事業継続の答申を受けました。

配水管工事では、23線西1号などの配水管網整備工事、16線道路の老朽管更新工事などが完了いたしました。

次に、個別排水処理施設整備事業について申し上げます。

農村部における本事業は、名寄地区で6戸、風連地区で9戸、計15戸に合併浄化槽を設置し、供用を開始いたしました。

次に、道路整備について申し上げます。

地方道路整備臨時交付金事業は、道路財源特例法の影響で全般的に発注が遅れました。新規事業の東4条通道路改良工事ほか2路線、都市計画道路緑丘通改良舗装工事（北4丁目）と、継続事業の19線道路・東風連線道路改良舗装工事は、12月に完成の予定となっています。

東風連線智烈布橋架換上部工事は、10月で完了し、11月6日には地権者をはじめ関係各位の御臨席を賜り、「智烈布橋」の開通式を行い、東風連在住の佐藤直さん・ミチ子さん御夫婦の家族3世代を先頭に、東風連小学校児童や近隣の市民により渡り初めを行いました。智烈布橋の完成により、地域間交流や交通安全に大きく寄与するものと考えています。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、本年産の主要農作物の作況は、水稲につきましては、移植期以降天候に恵まれ、生育は順調に推移しました。収穫を控えた9月下旬の低温、降雨により登熟が遅れ、収穫作業は平年より5日遅い10月8日に終了しました。本年産は整粒歩合も高く、品質、収量ともに平年を上回る結果となりました。11月20日現在の出荷状況は、うるち米・もち米を合わせ主食用米、加工用米は99パーセントが一等米で、うるち米2万2,397俵、もち米21万4,591俵、合計23万6,988俵で、概ね85パーセントの出荷率となりました。農林水産省北海道農政事務所が10月15日現在で公表した作況指数は、全国102、北海道106、上川107と発表されました。作況指数が全国、北海道、地域とも101を超えた場合、米需給の安定のために過剰米を区分出荷する集荷円滑化対策が発動され、うるち米につきましては7ポイント分が区分出荷の対象となりますが、もち米については平成19年産より10パーセントの自主減反をしており、発動の対象外となっています。国では政府米の備蓄水準の適正化を考慮し、政府米として買い入れる方向が示されています。

畑作につきましては、6月以降、一時的な低温、雨不足はあったものの生育期間全般を通じ、高温と適度な降雨があり生育は良好に推移しました。馬鈴しょ、豆類は「平年並みからやや良」、小麦、てんさいは「良」、野菜では、かぼちゃ、スイートコーン、玉ねぎは「平年並」となり、総じて良

い結果で収穫を終えました。

次に、肥料・燃油高騰対策について申し上げます。

近年の大幅な肥料・燃油の高騰により、農業経営の悪化が見込まれる中、影響を最小限にとどめるために、国は燃油の使用量や化学肥料の施用量の低減に取り組む農業者団体に助成をする「肥料・燃油価格高騰緊急対策事業」を創設し、肥料・燃油費増加分の7割が助成されることになりました。さらに北海道と農業団体で2割を上乗せした対策が講じられることになり、当市においても、将来を見据えた肥料の低減対策が必要との認識に立ち、農業振興センターの土壤分析機器の導入と農業者には土壤診断を促し、農業団体と連携し、土壤診断手数料「1点500円」を無料にするため、平成20年度から「土壤診断推進事業」を3年間実施し、適正で効率的な施肥体系への転換を促してまいります。

なお、この対策に239万2,000円を補正予算として計上しています。

次に、新産地づくり対策について申し上げます。

「名寄地域水田農業ビジョン」に基づく、本年産の生産目標数量につきましては、もち米は平成19年度からの自主削減により対前年比1.2パーセント減の1万529トン、うるち米は3パーセント減の2,105トン、合わせた生産数量は1.5パーセント減の1万2,634トンの配分を受けました。加工米を含めた水稲作付面積では、対前年比0.5パーセント増の3,242ヘクタール、水稲耕作者は11戸減の444戸となりました。産地づくり交付金については、対象農家787戸、助成対象転作面積2,409ヘクタール、産地づくり交付金は10億5,579万円、耕畜連携水田活用対策は5,031万円、総額11億610万円を見込んでおり、交付金の概ね9割を年内に支払うことで、事務作業を進めています。

次に、地産地消の推進について申し上げます。

去る、11月11日に地元産農畜産物や加工品

の「愛食運動」を推進するため、地産地消推進協議会を実行委員会として「とれたて・まるごとなよろ」と題したイベントを開催し、名寄産食材を使用した料理、加工品の提供によるPRに取り組みました。

また、12月6日には恒例の「2008地産地消フェア in なよろ」を市民文化センターで開催する予定であり、市民に農畜産物を活用した地産地消と食育による食生活の改善を図り、食を通じた地域文化の向上に取り組んでまいります。

次に、農地・水・環境保全向上対策について申し上げます。

本年度は9活動組織で協定農用地9,715ha、交付額1億6,480万円、構成員は地区間重複も含め延べ959人となっています。市は活動組織が共同で行う「農地・農業施設の保全活動」や「農村の環境向上活動」に支援を行っています。

次に、畜産について申し上げます。

公共牧野につきましては、本年度の入牧期間は名寄市営牧野が5月24日から10月20日までの149日間で延べ4万560頭、母子里地区共同牧場が5月26日から10月31日までの158日間で延べ1万4,925頭を市内酪農家24戸から授精対象牛を主体に受入れました。良質な粗飼料の給与による増体率の向上と適正な飼養管理により高い受胎率を実現し、個体の資質向上を図ってまいりました。

次に農業農村整備事業について申し上げます。

平成16年度より実施してきました「道営畑地帯総合整備事業」の智恵文地区は、暗渠排水・心土破碎等の工事を行い本年度で事業完了となります。「経営体育成基盤整備事業」の東豊地区、瑞生地区、共和地区や「地域水田農業支援緊急整備事業」の名寄地区、風連地区も本年度の工事を全て発注し、秋・冬工事として現在施工中です。また、来年度新規事業として予定している「経営体育成基盤整備事業」の名寄東地区や、「畜産環境総合整備事業」のなよろ地区は、地元の調整や北

海道との協議が整い、事業採択に向けて国との協議を行っています。

次に、商工業関係について申し上げます。

名寄地方における景気動向は、地元金融機関の景況レポートによると、総体的に業況判断指数は前年同期比でやや改善し、下げ止まり感が見られるものの、マイナス基調で推移し、依然として厳しい状況が続いています。

次に、中小企業対策について申し上げます。

中小企業対策として、新たに「原油・原材料高騰対策特別資金」制度が創設されましたので、市の融資制度と併せて、商工会議所、中小企業相談所、市内金融機関と連携し対応してまいります。

次に、住宅リフォーム促進助成事業について申し上げます。

2年目となりました本事業は、6月早々に150件の予定枠の申請受付が終了しましたが、その後も問い合わせが多く、市民の関心も非常に高くなっています。来年度で事業は終了となりますが、冬期間の事業創出や雇用対策として、50件分1,000万円の事業を追加実施することといたします。建設産業の振興と雇用の安定に期待するところです。

次に、中心市街地活性化基本計画策定作業について申し上げます。

名寄商工会議所の特別委員会、まちづくり委員会において協議が行われた活性化計画28事業のうち、特に核となる駅横と3-6地区の事業について、ブロック毎のプロジェクト会議から具体案が示されました。このうち駅横については、「コープさっぽろ」からも出店意向が出されておりますので、双方の内容を十分確認して判断してまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄地方の9月末の有効求人倍率は0.72倍、新規求人倍率は1.01倍、新規求人数は250人で、いずれも前月、前年同月を上回り、産業別では、製造業、卸・小売業、医療福祉関係で増加と

なっています。大型ショッピングセンターからの大量求人により、有効求人倍率は改善傾向にあるものの、パート等の非正規型求人が全体の8割を占めており、引き続き厳しい状況が続いています。

季節労働者を支援する通年雇用促進支援事業は2年目を迎え、国の制度改正等により、事業の拡充が可能となりましたので、就職促進に係る事業において、季節労働者相談に対応する事業を新たに取り組み、今回、職業相談員を窓口配置したところです。雇用促進支援員と共に就労相談及び各セミナーの開催など、事業を効果的に行い、通年雇用化に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、観光について申し上げます。

本年度上半期の観光入り込み客数は、総体で22万9,900人となり、前年度同期に比べて10万1,300人の増加となりました。要因としては、4月20日にオープンした道の駅と、5月に全面開園となりました道立公園サンピラーパークでの増加と分析しています。今後、冬に実施されるイベントを中心に、観光客の入り込みPRに努めてまいります。

本格的な冬を迎えるにあたり、ピヤシリスキー場では、12月6日のオープンに向け準備を進めています。11月27日には安全祈願祭を行い、シーズン中における安全と無事故を願ったところです。

次に、道の駅事業について申し上げます。

10月31日、隣接する特産館施設の外壁改修、芝張りなど、道の駅との一体感を出すための道の駅修景整備工事が完了したことにより道の駅整備事業は終了となりました。

道の駅の来場者数は、10月末で19万4,946人となりました。また、農産物直売コーナーでの新鮮な地元野菜類が、予想を超える好評ぶりであったとの報告を指定管理者より受けたところです。今後も、魅力ある道の駅として、サービス向上に努めるとともに広く内外に情報発信してまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

11月2日に生涯学習フェスティバルを初めて開催いたしました。

昨年までの生涯学習啓発講演会に代わり、今年は市民文化センターにおいて市民文化祭と同時期に、切り絵や絵手紙、木彫り、篠笛に挑戦など、ワークショップでの体験をしていただきました。

また、少年少女合唱団やダンスパフォーマンス、子ども達による昔懐かしい駄菓子屋の开店など、市民の皆さんが楽しみ、学んだフェスティバルとなりました。

次に、市立図書館について申し上げます。

読書普及事業は、確認されてから今年で1,000年目を迎える『源氏物語』をテーマに取り組みました。

まず、第30回古典文学講座「源氏物語・宇治十帖」を、9月13日から6回に亘り開講いたしました。次に「源氏物語千年紀一香りとかさねの世界」展を10月7日から11月2日まで開催し、さらに、風連分館でも11月18日から12月6日まで開催いたします。1,000年前の物語に親しむことにより多くの市民の皆さんに読書への関心を深めていただきました。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

新名寄市天文台につきましては、去る11月5日天文台建設地において、工事の安全祈願祭が執り行われ、平成21年度の完成をめざして着工されました。

次に、学校教育について申し上げます。

各小中学校では、それぞれ特色ある教育活動を推進するとともに、9月以降、学習発表会や学芸会・学校祭などを開催し、日頃の学習成果を発表いたしました。

9月26日には名寄市小中学校音楽発表会を行い、豊かな情操を育み、学校間の交流を図りました。また、名寄市教育研究所では、10月22日に教育実践校として指定している名寄東小学校及び名寄東中学校の両校が教育研究会を開催いたし

ました。その他、市内7小中学校が公開研究会を開催するなど、その成果を発表し研修を深めています。

次に、特別支援教育について申し上げます。

グランドモデル地域指定事業では、11月11日に第2回名寄市特別支援連携協議会を開催し、名寄版個別の支援計画「すくらむ」の内容を決定するとともに、市内の学校等関係機関への説明会を開催し、普及・活用を図ることで、子どもたちが継続した支援を受けられる地域のネットワーク作りに努めてまいります。

次に、小中学校施設整備計画の策定について申し上げます。

市内小中学校施設は、老朽化と耐震化の推進、適切な維持管理などの課題を抱えていることから、学校施設整備の柱の一つとなる耐震化の推進についての検討委員会を庁内に設置し、耐震化計画の策定を進めています。なお、施設整備計画は耐震化計画を包括して策定してまいりたいと考えています。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

大学周辺植栽事業につきましては、このほど北7丁目側校門から西4条までの区間を実施し、平成19年度からの環境整備が終了いたしました。

11月1日には、北星信用金庫との産学連携事業としてのシンポジウムが開催され、市民150人の参加をいただき、地域資源に対する認識を深めたところです。

また、学生受け入れのための説明会、オープンキャンパス、高校との模擬授業などを全学的に取り組むとともに、編入試験を9月19日に行い、社会福祉学科5名の合格者を決定いたしました。さらに、11月20日には、平成21年度推薦入試・社会人選抜を行い、保健福祉学部では昨年より37名少ない110名が受験、短期大学部児童学科においても、昨年より2名少ない41名の受験があり、定員どおりの保健福祉学部55名、児童学科25名の合格者を発表したところです。

少子化による受験生の減少など厳しい状況が予想されますが、今後の一般入試に向け、本学の特色を発信し、優秀な学生を確保するため、さらなる取り組みに努めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

10月13日の体育の日、本年も市内体育施設を無料開放してスポーツフェスティバルを開催いたしました。各スポーツ団体による大会や講習会も行われ、市民の皆さんがスポーツを楽しむ1日となりました。

次に、女性児童センターについて申し上げます。

女性児童センターでは、10月18日から19日に、「ほっと21フェスティバル」を開催いたしました。同好会・自治会による作品展示、イベント、子ども縁日などに、児童など多くの市民の参加で賑わいを見せました。

青少年センターでは、10月1日に2名の高校生を模範青少年として表彰いたしました。今後も青少年の健全育成に努めてまいります。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

教育相談センターでは、「ハートダイヤル」、「適応指導教室」の紹介を目的に、昨年同様、全ての学校を訪問して安心カードとパンフレットを全児童生徒に配布いたしました。

次に、北国博物館について申し上げます。

「昭和」を年間テーマにした展示会は、9月に「昭和の衣服展」、10月には「なつかしの建物水彩画展」を開催いたしました。いずれも時間をかけて鑑賞する方が多く見られました。

また、11月7日には北国講演会として、オーロラの権威である前・アラスカ大学国際北方圏研究センター所長の赤祖父俊一氏に講演をいただき、70名を越える市民の方に、オーロラの魅力と地球温暖化についての理解を深めていただきました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治体において私法上の原因に基づいて発生する債権について、必要な措置を講じてもお徴収できない場合に所要の条件のもとで債権放棄ができるようにするために名寄市私法上の債権の放棄に関する条例を制定しようとするものであります。

自治体における主な私法上の債権である水道料金及び公立病院診療料金につきましては、従来は地方自治法や地方税法などの公法上の債権と解されてきましたが、最高裁判決において水道料金と診療料金のいずれも民法が適用されることになりました。民法適用による市の債権の放棄をするには、實際上、法的に実施困難な要件を伴うため、物理的理由により回収の見込みが立たない債権であっても消滅することなく未収金として累積を続ける結果を招きます。こうした課題を解決するため、民法適用にかかわる消滅時効の完成、債務者の死亡等、債務返済責任の法的免除という場合に限り、地方自治法第96条第1項及び第10項の規定により議会の議決を得ずに債権を放棄できるよう本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号については、総務文教常任委員会に付託することが決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第2号 名寄市認可地縁団体印鑑条例及び公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市認可地縁団体印鑑条例及び公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、公益法人制度改革3法が制定され、この中で地方自治法及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正が平成20年12月1日から施行されることに伴い、本市の関係条例において所要の改正を行おうとするものであります。

改正を要する2件の条例のうち、名寄市認可地縁団体印鑑条例につきましては、地方自治法における認可地縁団体にかかわる規定の改正内容に合わせた所要の改正を行うものであります。

また、公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例につきましては、根拠法において公益法人が公益的法人に改正されたことにより、同様の文言整理を行うものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 議案第3号 名寄市育英奨学条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市育英奨学条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年10月1日に国民生活金融公庫が農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行と統合し、株式会社日本政策金融公庫となったことから、名寄市育英奨学条例において所要の文言整理を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第10 議案第4号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、安全、安心な学校給食用パンの安定供給を図るため、旧風連町学校給食センターの遊休施設を改修し、名寄市学校給食センターの補完施設として学校給食のパン製造業務を処理する学校給食用食材供給施設を設置するため、名寄市学校給食センター設置条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第11 議案第

5号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市は、昭和38年に公設地方卸売市場を開設し、丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社を卸売業者として指定し、以来市民の台所として安心、安全な生鮮食料品の流通の円滑化と取引の適正化を図ってまいりましたが、大口取引先の民事再生法申請等により取り扱い金額が大幅に減少し、健全な市場運営に支障を来したため、平成16年4月から平成21年3月までの5年間使用料を取り扱い金額の1,000分の7から1,000分の3.5に軽減してきました。本件は、流通産業体系の多様化等により、平成19年度の取り扱い高はピーク時の68%減となっていることから、使用料の軽減措置を引き続き平成24年3月までの3年間にわたり講じるため、名寄市公設地方卸売市場条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） ただいま市長のほうから提案理由の説明もありましたけれども、少し見直し等を含めて話をいただければと思うのであります。提案理由にもありましたように、平成16年4月から5年間の使用料の2分の1の軽減策をとってきているわけでありまして、今回の事案でもさらに3年間延長するということでありますから、それについて私異論はないわけでありませぬけれども、こういう状況下の中、今後の市場の見直しというのもここで明らかにするというのもこれは大変難しいことかもしれませんが、

しかし今後の一定の見通しなり、あるいは市場そのものもそうした面では老朽化の問題等々を含めて整理をする、あるいは整理をしていく時期的なものだとかタイミングというものも1つ考えられるのかなど。そんなふうなことを考えると、申し上げましたように市場の今後の一定の経営上の見通しと申しましょうか、こういうことも含めて、果たしてこの3年間だけの軽減措置でいいのかどうかというのも含めて考え方等あれば、補足してひとつ説明をいただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今市場の今後の見通しについてお尋ねをいただきました。市場の部分の中身についての今までの経過につきましては余り詳しくわからないのですけれども、いずれにしても市場を取り巻く環境というのは、名寄ばかりでなくして土別あるいは富良野、そういったところともお互いに情報交換しながら、厳しいというようなことでの話を伺っているところでございます。土別につきましては、既に行政から一部指定をして委託をしているというような状況にあるやに聞いております。名寄の丸鱈につきましても今お話ありましたように、当時のピークから68%も減ってきているというようなことで、大変厳しいというようなことで伺っているところでございます。今後の施設改修につきましては、総合計画の中でも改修計画はのせてはありますけれども、今後に向けましては地域の卸売の果たす市場の役割と申しましょうか、そういったものをしっかりとりとらえる。あるいは、流通業界全体がどういった動きになってくるのか、これらについても注意深く注視しながら、市場のあり方、それから安定的な供給という役割を果たして今後どういうふうに進めることがいいのか、望ましいのか、そういったことにつきましてはじっくりと考えていかなければならないことだろうと思っておりますが、いずれにいたしましても今市場のほうとも

連絡とっているのですけれども、今後の改修につきましてもまた早急のうちにお話し合いを進めていかなければならないし、この事業化に向けての検討も進めていかなければならないのかなど、こんなような印象を持っているところですので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 了解はいたしますけれども、私はこの地域における市場の役割というのは取り扱い量そのものが落ちていくことについては承知をしながらも、極めて大事な重要な部分であるという認識を持つわけでありまして、そういう面では企業努力という問題もあるわけでありまして、いわず量販店と申しましょうか、大型店との部分等々含めて、やっぱり行政の側でも一定のそうした対応を求めながら、市場の今後の経営状況をより一層厳しい状況を乗り切る方向づけも行政側としてもまた対応も求められるのではないかなというふうにも考えますので、ぜひそういう面では置かれている環境の厳しさは認識をいたすわけでありまして、これを支えていくと申しましょうか、企業努力と相まってそうした行政的な対応についてもここで求めながら、果たして本当に使用料の2分の1だけでいいのかどうかという問題等も含めて、私は一定の時期にそうしたものをしっかり議論をしていく必要があるのかなというふうに思いますので、そうしたことを要望をしておきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第12 議案第6号 名寄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第6号 名寄市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、建築基準法の改正により建築確認申請等の審査に要する時間がふえ、事務処理経費が増加することから、名寄市建築確認申請等手数料徴収条例を改正し、確認申請手数料及び完了検査申請手数料の額を改定して受益者負担の適正化を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第13 議案第7号 名寄市準用河川管理条例の一部改正について、議案第8号 名寄市普通河川管理条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。
提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第7号 名寄市準用河川管理条例の一部改正及び議案第8号 名寄市普通河川管理条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、北海道が北海道流水占用料等徴収条例の一部改正により流水占用料及び土地占用料の単価及び算出方法の見直しを行ったことから、これに準じて名寄市準用河川管理条例及び名寄市普通河川管理条例において所要の料金改定を行うとともに、あわせて不要の区分項目を削除しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、議案第7号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第7号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第7号外1件は原案のとおり可決

されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第14 議案第9号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市立総合病院の中には、本来の医業のための施設のほかに食堂や売店など患者や来院される方の利便性の向上を図るための施設があります。これらの行政財産の目的外使用につきましては、名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例により使用料の額を定めているところでありますが、この使用料につきましては現在の病院を建てかえた平成4年に算定したものであり、既に16年を経過するところであります。本件は、本病院の増改築工事により新設された食堂の使用料の額を改めるとともに、あわせて長期間見直しを行っていない売店等既存施設の使用料についても現状に即した適正な使用料とするため、本条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第10号及び議案第11号 工事請負契約の変更にについてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号及び議案第11号 工事請負契約の変更について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第10号について申し上げます。名寄市立総合病院増改築工事の建築工事については、本年1月21日に大野土建・大野組経常建設共同企業体と4億8,541万5,000円で契約をし、現在施工中であります。本件は改修工事等を追加するため設計を変更し、当初の契約金額に2,039万1,000円を加え、5億580万6,000円で同企業体と変更契約を締結するものであります。

次に、議案第11号について申し上げます。名寄市立総合病院増改築工事の機械設備工事その1については、同じく本年1月21日に朝日・扶桑・池田経常建設共同企業体と1億6,800万円で契約をし、同じく現在施工中であります。機械設備工事等を追加するため設計を変更し、当初の契約金額に514万5,000円を加え、1億7,314万5,000円で同企業体と変更契約を締結しようとするものであります。

以上2件については、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては建設水道部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 市長提案の補足説明をさせていただきます。

今回提案の2件の工事は、診療規模の拡大等により平成20年1月22日に着工し、これまでに救急外来棟、ICU病棟及び食堂棟が完了し、現在内部の改修工事を12月19日に完成予定で施工中であります。救急外来棟が7月30日、ICU病棟が10月20日より供用開始をし、診療業務を行っておりますが、当初計画時に想定していない院内動線の変化や中央採血室の移設などで既存施設の主要形態を見直しする必要が生じてまいりました。これらのことから、内科外来の改修工事を追加するものであります。

追加工事の主なものは、内科外来部門の見直しにより内部改修工事と内科診療室の1部屋増による建築工事と設備工事及び電気工事が主な内容であり、現在発注工事と関連があることから、設計変更による対応をするもので、議決が必要な建築工事と機械設備工事その1について提案させていただくものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第10号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 1点だけお伺いをいたしますが、さきの一般質問において今回の増改築工事に伴って階段における手すりが片側しかついていないということで、両側の手すりが必要であるという旨の質問を行ったところでありますが、そのときの答弁といたしまして今回の増改築工事の中に取り入れて行っていきたいというような答弁があったかというふうに記憶しておりますが、その後の経過についてお答えを願います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） ただいまの御質問に関しましては、間違いなく階段の左側について、今までついていた部分につきまして、右側の部分につきましても増設をさせていただきました。今回の設計変更による部分につきましても、一つの原因としてその部分がございませぬ。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） そうしますと、今回の変更に伴って手すりの部分も含まれているというようなことで理解してよろしいということですね。わかりました。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号外1件は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第12号 名寄市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 名寄市土地開発公社定款の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日から施行されたことに伴い、名寄市土地開発公社定款に記載されている監事の職務における根拠法が民法第59条から公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項へ移行されたため、本定款において所要の文言整理を行おうとするものであります。

以上、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第17 議案第13号から議案第23号までの指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第13号から議案第23号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第13号から議案第20号までの8施設につきましては、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であり、議案第21号から議案第23号までの3施設につきましては同条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、選定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、議案第13号外10件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 指定管理者の関係では、平成18年度から導入をされて3カ年が経過をして、さらに今回21年4月からと。新年度からの指定、3年間の予定でありますけれども、これは率直にお伺いをしたいと思うのですけれども、どこということではなくて、制度を導入してからきょうの資料の中でも参考資料としていわば管理状況なり利用の関係で促進をさせた部分いろいろあるわけでありましてけれども、加えて私も平成19年度の決算委員会でもこうした全体的な導入に対する調書を参考資料として出していただいた部分あわせて考えてみますと、民間のノウハウをしっかりと活用して、利用状況をまず促進をさせるという第1点の問題と、もう一つは私どもとしては財源的というか、財政的に直営と比してこれら指定管理者制度を導入をしてどういう状況にあるのか。つまり財政的メリットが生まれているのか

どうなのかというもう一面の部分があるのでないのかというふうに思うわけでありすけれども、今回出されているこの部分で一つ一つということでは決してなくして、総体的に指定管理者制度を導入をして3年を経過して、一サイクルを回る部分は回ってみて、今申し上げましたように利用促進の問題、管理運営上しっかりとうまくいっているか。あるいは、財政的な部分でのメリットが出ているのかどうなのかと。総体的な部分について考え方あれば、まずお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 決算委員会でも同様の質問がありまして、一般論としまして多くのパート職員、臨時職員を使ってもらいながらの指定管理業務でしたので、総体的には市の職員の人件費をカウントするときには一定の財政的な効果はあったというふうに理解をしています。ただ、すべて市の直営でやっていたときもかなり臨時職員、パート職員を使っておりましたので、著しく人件費負担が軽減されたというふうにはなっていないのかもしれませんが。概して総体的には、その分が職員が他の仕事のほうに専念できることも含めて、一定の評価はあったと思っています。

それで、問題は施設の有効利用の観点でいいますと、それぞれ専門知識を持ったり、民間ならではの考え方も含めて利用促進のほうに一定の方向が見えてきたのかなという考え方もしています。それで、例えば今回の提案でも体育協会がやっている部分につきましては、シルバーの人を対象にしたスポーツの教室であるとか、大会も開催をしたりとか、そういう今までどちらかという行政がやったときに競技力向上も含めて視点がそちらのほうにあった部分につきましても一定程度シルバーとか幅広い、本当の意味での市民皆スポーツという面で体協参加の団体を有効に活用した形での対応ができてきているのかなと。

それから、振興公社の関係でいいますと、フォ

レストの関係についてもスキー場と、それから一体となりましてスキー授業に使うときのフォレストの活用であるとか、宿泊者、合宿も含めて体育館を活用した利用促進も一定の方向で見出してきてこれたのかなというふうに感じておりまして、指定管理そのものにつきましては民間業者ですので、消費税の問題が新たに発生したり、それから賃金関係でいうと一定の雇用をきちっと支えるという面では細かいところではなかなか効果的には薄いかもしれませんが、トータルで市の職員の人件費の削減が図られたことと、それから利用促進については一定の方向が期待できるということが出てきたのかなというふうに現時点で認識をしております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 指定管理者の手續等に関する条例の中でも13条で利用料金の収入実績なり、あるいは管理経費の収支状況については毎年報告をいただくことになっているわけです。私は、端的に申し上げて、これは1つには公募、非公募の部分はこれはこれであるのしょうけれども、公募等によって、そしていわば競争の原理が働いて、そしてより財政的にというか、金額的にも競争の原理を働かせての部分があって、トータルとして財政面でもそういう面では一定の部分が出てくるのかなというふうに感じていたわけでありすけれども、19年度の決算の調書等を見ますと非常にそういう面では管理経費の収支の状況で企業努力といえどももちろん企業努力だと思っておりますけれども、極めて振興公社と短期間の管理状況にもありながら、相当の利益と申しましょうか、そういうものが上がっているような状況等々が見受けられたわけでありまして、これは健全な経営をして、そして企業としてそうした利益を上げることについては一方では批判的にただ言うわけにはいかないと思うわけでありすけれども、しかしもう一方では今申し上げましたよう

にそうした収支状況を見ながら、本当に指定管理をしていくときに、いわば収支計画に対して行政側の部分がどうあるのかというもう一つの一面があるのかなというふうに思うわけでありまして、そういう面では3年なら3年、あるいは4年ぐらいで変わるところもあるわけでありまして、そういう一つの経過を見て指定管理者制度を導入をして、そしてもちろんこれは人件費の分野なんかは直営であろうが、あるいはこうした指定管理にしようが、パートになるか、臨職になるかわかりませんが、おおむね人件費部分というのは相当数あるわけでありまして、これは雇用の部分に出てくるのは当然であると思うのでありますけれども、全体的にやっぱりその見直しと申しましょうか、がある面必要なのかなというふうにも思うわけでありまして、今回は業者のいわば指定を受けているわけですが、これら指定を受ける際も今申し上げましたように3条では収支計画書を出して、そして指定を受けるということになるわけでありまして、そういう面ではこの3年間と今回出ている部分での人件費のアップ分だとか何とかは別にして、全体的に見てどういう状況にあるのか。どういう判断をしておられたか、つまりアップをしているのか、あるいは財源的な問題でのいわば絞り込みが少しでもできるような状況にあるのかどうか、そういう点検を今後もなされていくかどうか、考え方があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今回提出した中でそれぞれ更新のものが5件まとめてありますが、19年決算と対比をしまして、その短期の比較では燃料高騰も含めて、施設の老朽化も含めて押さえて今回の指定管理の更新に上げた部分については委託料が増加する傾向にあります。それから、3カ年間の実績等を踏まえまして、原課のほうで市との調整する関係では、中身云々につきましては相当シビアに点検させていただいておりますが、

持っている施設そのものが老朽化してくるであるとか、光熱水費を中心として今年度については異常な値上がりもありましたので、短期で見るとちょっと上げ幅が大きいのかなというふうには理解をしておりますが、常に更新、更新の段階で実際にかけている経費の実態も踏まえまして、精査を必ずしながら今後も取り進めていきたいというふうに考えています。

なお、今回の積算につきましては燃料高騰の影響が大きかったので、今回の更新につきましては例えば11月であるとか12月の基準日を設定して、燃料価格の部分につきましては年次協定の中で毎年毎年その分の影響額を加味して、安定的な施設の管理運営をしていただけるような体制についても年度協定という形で取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 私もこのことでくどくど申し上げるつもりもないわけですが、要は指定管理者で競争の原理が働いて、何社かが出て整理がされていってこうした金額になるということになれば、これはお互いに理解のいくことだと思うのでありますけれども、特に第三セクター等々、振興公社等では非公募なり、あるいは公募しても実質的に1社しかないというような状況でいくと、そういう面で行くと今申し上げましたようにあらぬ誤解ではありませんけれども、そうした面では管理に係る収支計画に対して行政側のさらなるチェックというものが求められていくのではないかと。できるだけ民間企業の方々がいろいろとできる部分は、今日的な経済状況にあるわけでありまして、参入をしていただいて、そこで競争をしていただければ、これは一番いいわけでありまして、建物によってはそういう状況にはないと思うのでありまして、そういうものについてはやっぱり行政の側がしっかりと厳しい視点で見ていく必要があるのかなというような

思いがありましてお尋ねをしたわけでございまして、ぜひそうした方向でさらに適切な指定管理、施設の管理に努めていただくということに努力をしていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） 同じく関連で何点かお聞きをいたしますが、官から民へという一つの流れの中でこういう手法が走り出して、初めて指定管理者、3年の契約のところは来年の春に更新をするということになるのですが、1つは大変世の中非正規労働者がどんどん、どんどんふえてきて、働く人の3分の1はそういう状態であるということで、今政治のレベルでもいろいろ大きな課題になっているのですが、実際に直営でやられていた3年前の労務費、臨時雇用や嘱託なども含めてと実際指定管理者に移行した以降の働いている人の労働条件がどう適正に担保されている状況にあるのかどうか、その変化をひとつお聞きをしたいというふうに思います。

それから2つ目に、きょうは可決をされましたが、パークゴルフの料金の値上げなどもありましたけれども、契約途中の施設の使用料などの変更があった場合における年度途中の、年度というか、単年度、単年度になるか、年度途中になるかわかりませんが、指定管理料とのかかわりについて、基本的に私どもがどのように押さえておいたらいいのかお聞かせをいただきたいなと思います。

それから、3年間経験をして、今それぞれ選定委員会でヒアリングの要旨だとか総合点の結果などについて資料で出させていただいていますが、ある面選定委員会のやりとりというのが結果として私どももマル・バツ方式あるいは点数で見えるようにはなるのですが、議会としては監査の関係も当然あるのでしょうかけれども、それがまた適正かどうかというチェックが十分に入る状況には、この資料だけではなかなか読み切れないなという感じがしているものですから、もちろん財政的な効

果も全体的に出さなければならぬということもあるでしょうが、いわゆる施設の安定的な、継続的なサービスを提供する、あるいは働いている人たちの労働条件の問題なども含めて、トータルとして議会としてもきょう提案されたものがこの業者さん、この団体が適正かどうかという判断は最終的にはしなければならないわけで、そういう部分では出されたものも不十分かなという感じがしておりますが、改めて資料を補足する意味でもうちょっと情報公開をお願いをしておきたいなと思うのですが、その考え方についてお聞きかせいただきたいです。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 労務費の関係につきましては、ほとんどが体育施設の関係も含めて正規職員というよりは臨時のパート職員の人方を直営の時代からもたくさん使ってきておりましたので、そういう部分については指定管理に変わっても、それから直営でやっても最賃のレベルは必ずクリアしようということも含めてやっておりましたので、十分とは言えないまでもそう大きな差はないというふうに考えています。ただ、業務見直しの中で委託業者に出していたものを例えば清掃業務の関係を職員を使って効率的に直営で行うということも振興公社、それから体育協会もやっておりますので、この部分については相当の内部努力をされているのかなというふうに考えています。

それから、使用料が改定になった場合につきましては、条件が変わることになってきますので、毎年毎年の年度協定の中で申し入れをしまして、この辺については調整をしていきたいなというふうに考えています。

それから、選定委員会の関係につきましては、一応今回こういう形で体育施設を含めて4施設の関係をできるだけコンパクトな形にして出させてもらったのですが、1つは利用促進を図るためにどういう努力をしているかと。経費的な部分でい

いますと、経費を切り詰めるというのはどちらかというとなら賃も含めてかなり切り詰めるを得ないというふうになってしまうのかと。消耗品の関係についても適切な消耗品を使わないことによって、例えば冬タイヤを夏に使うとかということの余り安全、安心な体制の中、管理の中で好ましくないことについてはやってもらうべきではないということも含めまして、どちらかというとなら促進を図って、その中で使用料がもしふえるとすれば総体的に管理のほうにも十分行き届くかなということも考えまして、今回のポイントはそういう観点から書かさせていただきましたので、この次以降の更新期の関係につきましてはもう少し内容を精査させていただいて、わかりやすい資料を提供してまいりたいというふうを考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷委員。

○19番（熊谷吉正議員） いわゆる働いている人たちが、実際的には責任者がそこでというよりも日々働いている人たちが施設のサービスを提供するわけなのですが、基本的には私は最賃を割らなければいいということ、それは受ける側の経営的な立場からすると法律を割らなければいいという感覚は一般常識なのですけれども、トータルとしてやっぱり財政効果を出すとすればすぐそこに目が行く。そして、結果は低労働条件に移行していくというのが民間の今の状況ですから、そこは条例や法律が改めて法的な公が発注する契約工事の関係については、何が何でも安いところが一番いいということだけでは踏み切れない今の世の中の状況もあって、一定の労務費をちゃんと担保するような行政指導もこれはいずれは法的な整備もされていかなければならないのでしょうか、何でもかんでもとりあえず安くということは本来どうなのかなという問題をやっぱり提起をせざるを得ないと思ひまして、それだけは直営で市が雇っていた嘱託や臨時職員の関係など非常勤も含めて、いわば職員に準ずるような形で単価設定、労

務費設定もしていたわけで、それよりは少なくとも下がっていると思います、多分。そこら辺の見きわめをしっかり冷静な判断をすることは、より私もそこにも一定のポイントも当てた物の見方も、それはサービスを提供をする側としては質の問題にかかわるわけだし、安全の問題にもかかわるわけでありまして、トータルとしてやっぱりちゃんと責任を持つような対応が必要ではないかというふうに思いますが、実際にその辺のやりとりは指定管理になる、受ける人たちとの実際のヒアリングなんか経過としてあれば、それは受けたほうはもう自由なのです。今654円から六百七十何ぼぐらいになったのですか、最賃。それだけではやっぱり済まされないということがあるのではないかというふうに考えていますから、差し支えない範囲でお知らせをいただければと思います。

今総務部長言ったように、タイヤの例を挙げましたけれども、個人的にはそれは冬使ったものもそろそろ新しいのに取りかえようかといえば夏履く人もいますけれども、極めて安全上それでいいかということ、冬タイヤは夏走れば逆にスリップをするといういろんな実験データもありますから、端的な例で挙げていますから、消耗品の活用のされ方もある面では労務費とは一緒にできないのですけれども、しっかり安全という問題についてもやっぱり経営に反映をされることが必要な気がいたします。3年間たつての一定の評価の上の提案でありますけれども、これから来年あるいは再来年と順次一循環する過程の中で、私どももしっかり見させていただきましても、十分そういう配慮、経営的な感覚の部分と質的なものとの両方をやっぱり総合的に見たような指定管理制度、これからも結局もうからぬということになれば直営にお返しをします。どこも受けることがなかったら、そういう場合もこれからもケースとしては全国の中では一部出てきたりなんかしていますから、それはそれとして対応をしなければならぬと思いますので、トータルとして安ければいいと

いうこと概念だけは払拭をしたほうがいいのではないかというふうに考えておりました、改めて指定管理者、実際経験された皆さんとの団体とのやりとり経過があったら、お聞かせいただきたいと思います。

1点だけ、木材需要拡大センター、かつては森林組合に委託をしていて、これを建設をしたときの目的と実際に今使われているのは観光的なところに変化をしてきているというけれども、実際にヒアリングにもあるとおり、木のぬくもりを伝える広場となるのが使命であるという。実情が合わない。だから、森林組合というのが極めて自然なような、それは今特定の前の経過としてです。そういうふさわしい団体だったような気がしましたけれども、これがいわゆるまちづくり観光協会のほうに、それは手を挙げる、挙げないということもありますけれども、実際の目的にはそぐわないようなことも市民からも一部指摘をされたことなんかあって、その辺については違和感というのではないのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほどの労務賃も含めて、消耗品も含めて、基本的には安全、安心な施設管理をお願いするということを考えておりました、それは従前から名寄市のほうから一定の経費節減をしながらのものを指定管理者のほうに受け継がせていただいて対応させてもらって、指定管理者のほうで内部でできる分についてはいろんなやりくりをしながらの形だと思っておりますけれども、安全、安心の関係について雇用の問題も含めて現場のほうで対応するところと十分今後も協議を進めていきながら、精査をしながら対応を進めていきたいと思っています。特に今回の施設管理のところについては、そのような労務費の関係も含めてかなり従前よりは物価の値上げもありまして、一定程度認めていきながらの金額というふうに考えておりますので、その辺につ

いては今後も精査をしてまいりたいと思っています。

それから、木材需要拡大センターの関係につきましては、指定管理者のほうと、それから担当課のほうとも補助金の一定のチェックは終わっているのですけれども、できるだけの本来の目的の部分も施設の目的も加味した形での利用促進についても指定管理を受けている側のほうからこういうふうな形をして少しでも利用拡大を図る方向で進めてみたいということで、実際ここに書いてあるとおり、これで十分かどうかは別にしましても提案もありましたので、今後も施設の建設目的も含めまして、広く理解していただけるような形での対応については努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号外10件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第13号外10件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに1億154万1,000円を追加して、予算総額を190億6,703万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして認定こども園子育て支援補助金2,820万6,000円の追加は、学校法人大谷学園が平成21年4月1日から開設予定している認定こども園の備品整備などに対して国の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の一部を充当して支援しようとするものであります。

7款商工費におきまして住宅リフォーム促進助成事業補助金1,000万円の追加は、冬期間の雇用確保と景気浮揚を図るため、交付金を活用して新たに50件分を助成しようとするものであります。

10款教育費におきまして学校給食用食材供給施設整備工事3,990万円の追加は、旧風連学校給食センターの改修工事費であります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、収支不足を繰越金で調整いたしました。

10款地方特例交付金では、自動車取得税減収補てん臨時交付金310万円及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金124万5,000円の追加は、4月の暫定税率失効に伴う減収補てんの臨時交付金であります。

11款地方交付税で普通交付税1,449万6,000円の追加は、暫定税率失効に伴う追加交付分と7月本算定後の留保分を合わせたものであります。

15款国庫支出金で地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金2,875万円の追加は、国の緊急

総合対策実施に基づき名寄市が実施する緊急福祉灯油支援事業など5事業に対しての交付金であります。

22款市債、教育債で学校給食用食材供給施設整備事業債3,290万円の追加は、旧風連学校給食センター改修工事实施に伴う合併特例債です。

次に、第3表、債務負担行為補正では、さわやかトイレ・ホール清掃等業務委託料ほか25件を追加しようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、智恵文八幡12線農道整備事業ほか3件を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず、議案第24号の16から17ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費でまちづくり推進事業費の地域連絡協議会運営交付金7万円の追加は、名寄地区で小学校区単位に設置する7つの地域連絡協議会に対する運営交付金であります。

18から19ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で備品購入費200万円の追加は、寄附金を充当してAEDを小中学校など14の公共施設に整備するものであります。

同じく7目障害者福祉費で地域活動支援センター「陽だまり」基盤整備補助金115万円の追加は、NPO法人名寄心と手をつなぐ育成会が整備を進めている地域活動支援センター陽だまりの増改修工事に対する補助金であります。

22から23ページをお開きください。6款農

林業費、1項2目農業振興費で種籾温湯消毒処理施設整備事業補助金1,960万円の追加は、J A道北なよろが整備を進めている種もみ消毒処理施設に対して全額道支出金を充当して支援しようとするものであります。

26から27ページをお開きください。8款土木費、2項3目道路除雪費で市道除雪・排雪対策事業費2,933万6,000円の追加は、風連地区の民営化実施による増加分と経費の積算基準の見直しによる増加分であります。

30から31ページをお開きください。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費で名寄中学校屋根張替え工事997万5,000円の追加は、去る9月26日の暴風雨で被害を受けた名寄中学校屋根の張りかえ工事であります。

次に、歳入について説明させていただきます。戻っていただきまして、10ページから11ページをお開きください。16款道支出金で地域政策総合補助金141万5,000円の追加は、緊急福祉灯油支援事業補助金のうちの2分の1以内の北海道負担分であります。

なお、国の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の一般会計で実施予定の2,875万円については、緊急福祉灯油支援事業補助金に149万5,000円、地域活動支援センター「陽だまり」基盤整備補助金に115万円、認定こども園子育て支援補助金に1,350万3,000円、土壌診断推進事業及び土壌診断備品購入に260万2,000円、住宅リフォーム促進助成事業に1,000万円をそれぞれ充当する予定であり、残り125万円については介護サービス事業会計においてしらかばハイツのみとり介護実施酸素機器増設工事に充当する予定となっております。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） それでは、1点のみ御質問させていただきたいと思います。

7款1項1目商工業振興費、住宅リフォーム促進助成事業補助金ということで50件分、1,000万円という補正があります。これは、国のいろいろな対策上の交付金ということを採用したのだと思いますけれども、一方名寄市ではこのことについては今年度も150件ということで募集をして、6月上旬でいっぱいになったということでありました。残る外れた方は来年度ということになったと思うのですけれども、その状況のときを考えると、まだリーマンブラザーズを含めた金融危機というのが起きていない段階で、石油類の高騰というのが一方であります。そういう意味では、この間6月上旬にうまく補正受けられないで、この冬のことを考えると着手したと。20万円惜しいけれども、冬を考えるとやってしまったという人がいた場合、確かに今回の交付金の性格上、さかのぼって適用ということにはならないと思うのですけれども、そういう市民の方がいらっしゃった場合の対応というのは行政側ではどういうふうにお考えになっているのですか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今住宅リフォームの分でお尋ねをいただきました。今回の提案させていただきます1,000万円につきましては、緊急の安全、安心という部分の予算でございます。これは12月のきょう議決いただきますと、それから年度末までの事業期間だというふうに理解をしております。今お尋ねありましたように、通常の一般の政策として取り進めていきたい。150戸分につきましては、御案内のとおり6月の段階で満杯になったということでございます。その後私どものほうで行政報告にも書かさせていただきましたけれども、大変その後も皆さんからの問い合わせがありましたということで、取り組めないのかというようなことでございますが、私ど

ものほうは20年度につきましては150戸で打ちだめをさせていただきたいと。つきましては、21年度にまた用意をさせていただきますというようなことでの話をさせていただきました。今お尋ねありましたように、途中でいろんな経済が動いたというようなことで、今お話ありましたように新たに事業に着手した方についてはどうなるのかというようなことなのですけれども、手続上につきましては私ども今初めて伺いましたけれども、伺ってはおりませんけれども、いずれにいたしましても手続上はそういう説明を頑としてさせていただきますいております。しかしながら、場合によっては、一つの例ですけれども、20万円を受けないでやっている方もいらっしゃるのだろうし、100万円を超えないで100万円以下で対象にならないと、こういうような方も中にはいらっしゃるのかなと、そんな思いもしておりますが、ただお話ありましたように私どものほうで春先の段階で市内の建設業者に集まっていたかまして、こういうことで今20年度は取りまとめするので、ひとつよろしく願います。あるいは、6月段階で申し込みに漏れた方といいたまいますか、外れた方につきましては翌年度に申し込みをしていただくような方向での説明を加えてくださいというようなお話をさせていただいております。今お話ありましたように、どういう事実かわかりませんが、手続をされているのか、申し込みをされたのかわかりませんが、私どものほうは原則公平、平等な扱いをしていくというのが大原則でありますから、今さら申し上げるまでもないのですが、どんな事情があるかわかりませんが、もし事情によって不利益をこうむるといいたまいますか、平等に欠ける扱いをされた方がいらっしゃるもしましたら、これはちょっと憂慮しなければならぬなど、配慮しなければならぬなどというような思いはしておりますけれども、まだそれらについてそういう事例は具体的に私どものほうで伺ってはおりませんので、そういったことが

あるかないか、まず確認ということが1つなのでしょうけれども、あった場合にはそこにどんな事情があったのか、そういったものを十分精査したいと思っておりますし、あわせてこれからもう一年あるわけですから、業者にはしっかりとそこら辺を含めて願います。最終年次ですよ、来年度がというようなことでお願いをすると同時に、くどいようですけれども、その時期の工事に着手する人がいたとしたら、その方の意思決定がどういふふうな思いでされたのか、どういふふうな思いで工事着手されたのか、再度確認をする必要があるのかなと、そんな思いをしております。公平、公正な補助金を受けていただいて、この制度にのっていただけたらというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにいたしましても、基本的には年度当初に言ったようにことしは150件ですよということで申し込みを受け付けて、6月上旬でそれは満タンになったので、できたら来年度に回してくださいと。ただ、今部長の答弁にもありましたように、この事業が50件、1,000万円が方向性は違うと思っておりますけれども、冬期間の事業創出や雇用対策ということで、今回は50件。ただ、この一方ではやはり市民の皆さんの安心実現という部分もリフォーム助成には大きく、私は着手した原因の一つだったと思っておりますし、言うように不公平感というのは絶対あってはならないと。それと、あわせて時代背景といつか、状況背景といふのもしっかりと認識をされて、ぜひ市民の間に不公平感が漂わないようにしっかりと対応を、場合によっては一般財源から補てんしてでも補助基準を満たしている該当者に対しては対応するように改めて御要望しておきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） ただいまの佐藤靖議員に対する関連質問と、それからもう一点について

てお伺いいたします。

ただいまの住宅リフォームについての関係なのですが、今手間本部長のほうからまだ具体的な案件、事例については伺ってはいないということですが、既に6月以降に100万円を超える事業が行われている事例が発生しております。その後この議会の中で冬期間に向けての雇用創出、事業創出に向けての取り組みの考えはないのかというような質疑がなされた経過がございます。その中では、やはり財源的にも考えて3カ年事業として取り組んでいるので、今年度についてはなかなか難しい状況だというようなやりとりがあったかのように記憶しております。

それから、今部長のほうからは、登録業者のほうには3カ年事業として説明をしてあるので、今年度実施できなかった分については次年度についての対応をするようにお話をしているというようなことだったのですが、その辺がやはり数ある業者の中でございますので、十分に施工主のほうに伝わっていない部分を実際ございます。ですから、もう150件が終わってしまった。しかも、もう追加がないというような経過の中で100万円を超える事業が行われておりますが、今後これからの推移を見なければわかりませんが、原則中立、公平ということが大事であります、しかしながらやはり一方で事業年度内において漏れが生じているということについて、再度今後の推移をどのような形で見守っていくのか、それから執行後の予算の消化ぐあいも勘案してどのように判断していくのか、お考えを求めておきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今再度お尋ねいたしました。ことし20年度の分につきましては、150戸という枠を設けて受け付けをさせていただいて、今実行している段階なのですが、3戸の方々につきましてはやむなく変更して取り下げをしたというふうなことでございまして、実績は147戸になるのでしょうか。そんなことで今推移

しているところでございます。

それから、もう一点お尋ねの部分につきましては、今回の緊急経済対策の分の中では果たしてこういった事例が取り込めるのかどうなのか、工事が既に終わっていると思いますので、その適用期間に当てはまるのかどうなのか、これらについてはまたお時間をいただいて、支庁あるいは道のほうと相談をしていきたいと思っております。

それから、もう一つは、来年度に向けての扱いの中に取り込めないのかという思いなのだろうというふうに受けとめさせていただきました。いずれにいたしましても、仮に市内業者の中でそういった説明をしているのですけれども、中には業者の中で説明が十分にされていない、不足している、受けとめ方の誤解が生じたという部分が全くないということも言えないでしょうから、そこら辺の部分につきましてはどういういきさつだったのか、どういう説明をされたのか、そういった事実関係をまずはっきり受けとめたいというふうに思っております。そして、しかるべき善処をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 確かにそうだと思います。やはり業者の方によっては6月以降仕事が切れてしまったという中で、何とか仕事を年内につくっていかなければならないという状況の中では、来年はあるのだけれどもというようなことはしっかり伝えなければいけないのはもうこれ当然なのですが、なかなかそのところはもう微妙なところ、難しいところだというふうに思います。ですから、部長のお答えのとおりで結構だというふうに思いますが、いずれにしても年度内のそういった適用と思われる方に対して漏れないように、あるいは悔いを残さないような形で取り仕切っていただきたいというふうに要望いたします。

それから、もう一点であります、19ページ、7目の障害者福祉費、陽だまりに関しての部分な

のですが、今回115万円ということで補助金が出ておりますが、全体の事業費、事業の内容、あるいは事業費に占める割合の説明と、それから関連になるわけですが、今回市内出店業者さんのほうから車いすリフトつきの車両が市のほうに寄贈になっております。それで、これは市に対してでございますので、税金等については当然市のほうで負担ということになるのかと思いますが、日々運行するに当たっての油代、あるいは車検費用については事業者側の負担というふうにも聞いております。御案内のとおりこの実施事業者につきましては、非常に乏しい予算の中で運営されているのは御存じのとおりであります。それに加えて今回車両が1台ふえてきたということで、大変な今後の負担がさらに増してくるものかなというふうに予想されます。今現在1台送迎用の車両がありまして、これについては月々大体平均して1万円から1万6,000円前後の油代がかかっているようでございます。そのほかに個人所有の乗用車が送り迎えとして使われておりますので、実際に月々使われている油代だけに関しても今申し上げた金額の倍以上の金額が使われているものというふうに想像することができます。それに加えての今回の車両運行ということになりますので、さらに金額的には膨れてくる。そして、車検費用等についてもさらに見込まれるわけでございますので、そのあたりについて今後は大いに担当として検討していただきたいということをここで申し上げておきますので、要望として受けとめていただければ今回は結構でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 7月までちょっとその経過聞いていたものですから、全体陽だまりの整備工事の関係につきましては、2,300万円ほどというふうに聞いています。そのうち2,000万円につきましては、道の障害者の自立支援事業という形で、2,000万円入ってきますので、そのうち300万円弱の負担が出ているというふうに

聞いておりました。そのうち行政のほうで応援する分の割合を決めまして今回115万円ということで、補助対象から漏れた分とか枠をオーバーした分を全然行政が、市が応援しないというわけではなくて、一定のルールに基づいて今回応援しようというのがこの事業とマッチしましたので、115万円をお支払いすることにしました。

それから、ちょっとなお蛇足なのですが、先ほどの車の関係につきましては直接事業所のほうに寄贈する方法もあったやに私理解しておまして、市のほうでは税負担の関係について配慮させてもらうということも含めて市のほうで受けて、無償貸し付けという形で対応させてもらっています。なお、障害者の自立支援の作業所になっておりますので、年間を通じた運営経費も国、道、市の負担も含めて一定の支援をしているものですから、その中でそういう車が入ったということについては、より活動が充実することになるのではないかという考え方もちょっと持っておりますので、具体的な話については担当の福祉事務所のほうで協議させてもらうことにしますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。今佐々木部長がおっしゃったとおり、今後活動がますます盛んになってくるということが予想されるわけでございますので、車両が1台ふえた、あるいは新しい施設ができたということで、非常に条件は整ってくるのですが、それに伴って経費もかかってくるということでございますので、新年度以降に向けて十分な配慮を求めて、私の発言を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 2点についてお伺いをしたいと思います。

1点目は、10款5項の大学費のところ、31ページになりますが、本館調理実習室調理台改修工事402万円が減になっているわけですが、

これ今年度の予算のところでも私も質問させていただいたのですが、新館のほうに立派な調理台があるのに本館のほうでこれは改修がどういうことであるのかというふうに御質問した経緯があったかと思えます。本館のほうも必要だということでした。今回こういうふうと同じ額がマイナスになっているということは、全く改修工事がされなかったのかどうだったのか、この経緯についてちょっとお知らせをいただければというふうに思います。

もう一点は、緊急福祉灯油支援事業補助金についてですが、今灯油1リットル70円前後ということで本当にほっとしているところなのですが、去年の福祉灯油のときには8月の値段と12月の値段、2割以上の上昇をした場合ということで、不安もあった中で今回補助金がついたということでは本当に歓迎したいと思うのですが、平成19年度決算より倍の金額が計上されているのですが、この中身についてお知らせをいただきたいと思えます。また、施設も去年は3つの施設に対して補助がされているわけですが、その部分でふえているかどうかについてもお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 調理台の改修関係で御質問ございました。当初予算では、2目学校管理費の修繕工事で当初予算を見させていただきました。実際に事業を着手するに当たりまして、修繕工事でなくて調理台を購入して対応できると、こういうことになったものですから、備品購入費のほうに振り分けて、科目を振りかえまして実施をすると、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思えます。新しくここで追加ということではなくて、振りかえということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 福祉灯油につきましてお答えいたします。

福祉灯油につきましては、昨年と比較いたしますと若干下がりがみということでございまして、12月に入るとさらに下がるのかなという状況ではございますけれども、決算委員会の中でお示ししているとおり今年度も実施するという方向で今回補正を組んでおります。お尋ねの対象者につきましては、福祉協議会が実施する歳末助け合いの義援金の配付対象になる方、それから丘の学園、それから緑ヶ丘寮、カレントハウスに入所される世帯で障害を有する方の世帯、それから地域の民生児童委員が要請する世帯ということで、特に市長が支援することが適当と認める世帯ということで計上しておりまして、まだこれからの中で実施の世帯数が決まってくるので、一概には言えないところでございます。

それから、支援の方法につきましては昨年同様でございまして、さきの歳末助け合いの義援金配付世帯につきましては一般世帯という扱いで100リットル、それから先ほどの3施設入所世帯につきましては35リットルということで考えております。

それから、配付の方式といたしましては、灯油券方式を利用しておりまして、その灯油券をお使いになりまして給油された方のそのときの実勢の価格、そこを石油業協同組合との実質の契約価格の中でその金額については支払いをしていくというような形を考えておりまして、想定される部分で申しますと350世帯、一般が270、施設が80世帯という計算でございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 大学費のことは了解しました。ありがとうございます。

福祉灯油の件なのですけれども、350件ほどを目標にしているというようなお話でしたが、昨年お聞きしたところでは135件だったというふうに、ちょっと間違えていたら申しわけないのですが、これはかなりの世帯がふえているかなとい

うふうに思うのですが、こういった皆さん方に民生委員さんが要請する世帯ということで、今民生委員さんのほうでは確認をしている最中なのかどうか、その辺お知らせいただきたいのと、また昨年も決算委員会のときにもお話ししたのですが、民生委員さんを通じないで直接窓口へ来て申請した方に対しても見ていただくことができないのかという部分と、また昨年と同様3つの施設に対する補助というふうにお話しでしたが、これ以外にもせんだっての決算委員会でもお話しした、例えば学童保育所への支援だとか、そういうことは考えていらっしゃらないのかどうかの部分についてお知らせいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 今川村幸栄議員のほうから御質問ありました直接窓口の部分、あるいは学童保育という、学童保育世帯ですね。

（「保育所」と呼ぶ者あり）

○福祉事務所長（小山龍彦君） 保育所ですか。今の部分で担当課のほうで昨年と同様の部分で計画したというのは、とりあえず実勢価格が相当下がっておりまして、さらに今名寄市の契約価格よりも現行が下がっている部分もございまして、どこまでの部分という部分はちょっと検討になるのですけれども、民生児童委員さんというのは地域で活動されておりまして、まさに地域の世帯の状況を把握されているかと思うのですけれども、窓口に来られる方についてはなかなか生活実態が確認できないという部分もございまして、ルールといたしまして民生児童委員さんの推薦する方で、それをさらに検討してということで考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 昨年よりか灯油の値段が下がっているというようなことではあっても、本当に皆さん御存じのように生活が大変な状況にあるわけで、名寄にとってはなくてはならない灯

油ということでは補助の対象を大きく広げていただきたいというふうに思うわけです。例えば道でいえば、当初1億円の予算をつけていたところに9月の補正で2億円をプラスして3億円を計上しています。昨年から比べると3.7倍を道として支援に用意をしているというふうに聞いています。ですから、やっぱり名寄市としてもこの辺の、名寄に全部がどっと来るわけではありませんで、来る分も含めていろいろ御苦労されているかとは思いますが、ぜひお一人でも多い皆さん方に福祉灯油の支援が行き渡るように心からお願いをして終わります。

○議長（小野寺一知議員） 川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） 予算書でいうと33ページでしょうか。ここに学校給食食材供給設備ということで3,990万円ということで、パンの製造に使っていただくのに市が整備してお貸しするというか、そういう事業だと思いますが、これについてちょっとできた後の運営管理、それから市と委託業者との関係についてどういうふうなことになるのか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

まず、この3,990万円の工事内容です。建物、それから機材はどういうことになるのか、その辺の御説明をまずいただきたいのと、その後委託業者にお貸しをするというか、使っていただくのでしょうかけれども、その際に維持管理はどういうような形で、どういうふうな負担で行うのか。そしてまた、この場合、建物等の使用料というようなものについて無償貸与なのか、有償貸与なのか、その辺まず教えていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 学校給食の食材供給施設につきましては、改修工事に3,990万円ということで、内訳的には建築工事が720万円、それから電気設備が170万円、機械設備工事が2,910万円、消費税190万円ということで3,990万円ということになります。それで、パン

の供給機器の関係ですけれども、これは機械設備工事の中に含まれていますけれども、2,100万円程度というふうに今考えてございます。工事につきましては、来年3月までにと考えておまして、供用開始については来年4月以降ということで今のところ押さえてございます。

それから、今回の給食施設の条例の一部改正の中で、学校給食センターの補完施設ということで条例改正をさせていただきました。その中で、これは特に今の学校給食センターが副食を供給をしているということでありますけれども、御存じのように今パンの部分についてはパンの機器が老朽化をしているということで、市のほうで直接やるということにしましたので、その部分につきましては今後直営ということでありますけれども、このパン製造に当たっては業務委託を考えているということでございます。それで、業務委託の部分でございまして、施設については基本的には市のほうが持っていかなければならぬのかなというふうに思っていますが、維持管理の部分の電気あるいは水道、上下水道です、そういったものについてはやはり業者がパン製造にかかわる部分で使用するということがありますから、その部分については何らかの形でお支払いいただくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） わかりました。

それと、まず今までのいろんな経過を見てみますと、いわゆるお使いいただく業者とのはっきりした契約と申しますか、覚書ではなくてある種契約的なものをしっかりおさめておかないと、後になっていろんな見方の違いや主張の違いが出てくるというおそれもあるということで、そういうものを契約としてしっかり業者と取り決めていくというようなことの準備をされているのかどうか、ちょっとまず1点です。

それと、この業者随契というか、余り競争関係

のない業者をお願いをするということでございますけれども、ここで市が4,000万円の投資をして、この設備を使って長期安定的に委託確保をやっていただける。何十年もというわけにはいかぬとしても、少なくとも長期安定的に委託をしていけるという見通しが現段階であるのかどうかです。

それと、もう一点、委託の業者さんの御判断にはなろうかと思いますが、今までは自前の店舗で、自分の機械でやられていたので、可能性としては近隣の学校給食センターの発注を例えば営業として受けるかどうかは業者さんのあれではございまして、名寄市以外の学校給食からの依頼について他町村からもしあったような場合にそれは使わせないのか、あるいはその都度話し合いでというようなことなのか、その辺も。その3点についてお聞かせいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 業務委託につきましては、やはり川村議員言われたように当然話の中で決めたということにはならないと思いますので、そういった委託契約についてはちゃんとしていかなければならないなというふうに思っております。

それから、4,000万円の投資ということで、長期的に行えるかどうかということでございまして、やはり安全、安心な学校給食を児童生徒に供給をするという部分の中ではそういったような考え方も当然持ちながら、業務委託をする業者がどこになるかわかりませんが、そういったようなことでお話をさせていただきたいなというふうには思っております。

それから、近隣の委託があったときにどうなのかということでもあります。現在パン製造業を行っている部分の中では、今歌登と、それから下川の自治体のほうに供給をしているということであります。それで、給食のパンの業務委託については北海道学校給食会との絡みもあるのですけれども、加工賃という形で委託をしているのです、学校給

食会と業者の間で。その中でほかの自治体の中で業務加工賃という形で支払うことができるのかどうか、ちょっとその辺もまだ詰めていかなければならないのですけれども、私どもとしてはその施設を使うための負担金的な部分を、計算はもう少ししなければならぬのですけれども、そういったことで求めていきたいなというふうに関心しております。

○議長（小野寺一知議員） 川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） わかりました。ということは、一部今業者がお持ちの米飯の、米、御飯を炊く機械は何か持ち込むような話も聞いているのですが、その確認もさせていただきたいというのか、パンのほうは先ほど2,900万円ですか、ぐらいで、パンの製造機は市が用意するのだよと。米飯についてはどういうふうになるのかちょっともう一回説明いただきたいのと、それから給食費、パン代、それから御飯代、これの給食費への影響はあるのか、単価的には今までどおりなのか。今負担金、施設使用料だとか加工賃が決まっているので、一部負担もというお話もありましたけれども、結果的に米飯、パンへの納入価格というのか、でき上がり価格について影響があるのかどうか、その点2点についてお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現在パン供給、食材の施設については合併特例債の絡みがありまして、これについてはパンの製造施設ということでスタートをします。今のところは、パン供給ということでございます。米飯につきましては、まだ機器が使えるということがございますので、その方をお願いをしたいということでもありますので、4月のスタート時点はパンの供給ということでございます。

それから、パン代に、加工賃にはね返らないのかどうかということでもありますけれども、これについては学校給食会とのやりとりもありますけれども、加工賃も決まっておりますので、また今の

ところ月に2回ということでございます。維持管理の部分の上下水道あるいは電気代につきまして今月の試算の中ではそれほど高額なものではないということでございますので、そちらのほうに加工賃のほうにはね返るといふふうには今のところ考えてございません。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） 余り言いたくはなかったのですが、今川村議員等が山内部長とやりとりをした関係、学校給食センターの風連のパンの供給の関係なのですが、公募ということで認識をしておりますけれども、その辺については当然なのですが、間違いはないですねということが1点です。パンということでスタートをするということですから、当然なのでしょうけれども。

そして、公募以降の市で設置をして製造を委託をするということになるのですが、維持管理の問題など、あるいは施設の使用料、特に条例を設けていませんから、使用料など、その辺についてはしっかりした対応がとられる状況にあるのかどうか、ちょっと気になる点があるものですから、再確認の意味であえてその部分については求めておきたいと思っております。

それから、17ページのまちづくり推進事業費、初めてですが、小学校区ごとに1万円の運営交付金を制度化をしていこうということでしょうし、今西だとか南地区でそれぞれそういう地域協議会を立ち上げていこうとするのに対応するものだと思うのですが、これは運営交付金ということで、1万円が多いか少ないかは別にしてもどのような形に使われるようなことを想定をされているのか、あるいは、既存の複数以上の町内会でいろいろ事業をやると、またそれに対する支援の事業もございましたりしますが、会議費相当程度のお茶代ぐらいかなという感じの認識をするのですが、これは将来的にどのような形に発展をしていくような事業になっていくのか、初めてのことなもの

ですから、お聞きをしておきたいと思います。

それと、21ページ、負担金、民生費の児童福祉費、認定こども園の促進事業費について、学校法人の名称も出ておりましたが、施設に対する補助も国のメニューや道のメニューも含めてスタートをしているわけなのですが、改めて臨時交付金がついたというようなことで、備品が計上されているのですが、これはどのようなものに充てられていくのか。もちろん法人から要望が上がってきての話だと思うのですが、当初では聞いていない話なものですから、認定こども園は初めてなのですから、他の保育所等々とのバランス等々の関係もございまして、若干その辺についてはお聞かせをいただければと思います。

ほかにありますけれども、これでやめます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 業務委託の部分について、公募なのかどうかということでありまして、公募を基本として考えてございます。

それから、これからの運営についてということはどうなのだとおっしゃることでございましてけれども、これも先ほど川村議員にお話ししたとおり、現状月2回の使用ということで電気、それから上下水道料ということでありますから、現状今お使いしている業者の方、そこと大体同じようなのかなというふうに思いますので、比較論でございましてけれども、その辺については運営はできるのではないかとおっしゃるに考えてございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） まちづくり推進事業の関係につきまして、11月末までに7カ所のうち3カ所、南小学校区、西小学校区、豊西小学校区の3つが立ち上がりました。それで、今年度につきましては3月までの、先ほど言いましたように事務費とか会議のそういう部分の費用ということで1万円掛ける7カ所ということで予算措置させていただきました。それで、具体的な事業の

関係につきましては21年度事業ということで、21年度の新年度予算の中で十分地域とも協議をして予算計上してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 認定こども園についてのお尋ねでございまして、今回の補正額につきましては2,820万6,000円ということでございまして、備品購入につきましては836万2,000円でございます。それから、建築資材費等の高騰ということでございまして、1,984万4,000円という2本立ての額を一本化しております。

それから、備品の部分でございまして、備品につきましては大谷幼稚園さんは保育所の施設がないということでございまして、保育所というのはいわゆる給食を出すということがございまして、その部分で備品の部分で申しますと例えば給食の調理器具ですとか食器等、それからそれ以外に保育の部分に関しまして遊具、歩行器、手押し車、おもちゃ交換台など完全な保育の部分も踏まえまして、総額では1,672万4,000円相当の部分について半額を市のほうで助成するという考えで行っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 子育てにウエートをかけていかなければならぬという時代ですから、基本的には賛成なのですが、先ほども言いましたように保育所施設がないというようなことで、半額備品関係についてということで、これは当初からわかっていることではあったのではないかなというふうに考えていまして、新たな財源が生まれてきたということの背景もありますし、心配するのは認定保育園は1カ所ですけれども、それぞれの保育所でも悪戦苦闘をしながらやられているということも含めて、これがさらに他にも必要なものが拡大をされていくのだということにつながっ

ていけば、バランスの問題ではないのかもしれませんが、必ずしもそうとも言い切れないのかなという感じがして、若干そういう面ではアバウトな提示のような気がして、私は他の保育所の現状についてもしっかり精査をされながら支援をするということではこれには賛成をいたしますけれども、その辺の提示のあり方として一考が必要なのかなという感じがしていますので、意見を申し上げておきたいというふうに思います。

給食センター、パンの関係については、念を押すまでもありませんけれども、今までも聞こえてはきていたのですけれども、何かしら既存の業者さんをイメージをされたようなやりとりはいかなものかなという感じがして、公募のあり方もそれは名寄市内ということの限定も必要なのかもしれませんけれども、誤解を生まないような、パンと御飯は別問題、提案の前段からすると当然わきまえた上で、不審を持たれないような対応をするようにしっかりやっていただきたいと思っています。

まちづくり推進事業の関係は、今の地域協議会方式がいかなものかなという、個人的にはちょっと違う見解もありますけれども、今いろいろそこから口火を切って新たな段階に入るということを期待をしながら是としますけれども、来年度以降新たな姿の形のいろいろな段階ではまた論議させていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 田中之繁議員。

○22番（田中之繁議員） 今の給食センターの関連でちょっと聞きたいのですが、確かにこれから合併していろんな問題出てきたと。しかし、私はちょっと給食センターのそういう対応の仕方もこれから気をつけていかなければならないのではないかと。それは、やはり早く言えば小麦、道産の小麦を使ったりなんかする場合本当に高い。原料買うのに高いですね。しかし、給食センターの料金上げられないという。何年も我慢させながら、長年業者と取引やっていたということで、と

にかく給食にはね返るから我慢してほしいという、こういうような話もずっと聞いております、納入している業者に。しかし、そういうこともやりながら、長年の間でお互いにやってきたという、こういう経過があります。しかし、やっぱり今までのそういうやった経過もなしにただ新しくここをやりなさいというものは、借金もなければ一番やりやすい。しかし、そういういろんな問題を抱えながら協力してきたということもやはり担当者は配慮してくれないと、ただ使い捨てだということであれば、これはやっぱり今まで協力してきた部分に対してある面ではちょっと困るのでないかと。こういう面は、私実際に回ってみて何回も聞いてきました。しかし、確かに風連と名寄と合併したときに業者は名寄に来ればこれだけでかい範囲の中に入れてこられると。風連は風連の中であれば小さな中でやってきたと。しかし、そういう中で何年間かお互いにやってきた中、そのうちになれたらお互いに入札権も持つ、こういうことも大事ではないかということも調査しながら私は見てまいりましたけれども、今までもうけてもうけて城でも建てているのだったらあれですけども、安くしておいてそれを維持するために、要するにある程度販売しても、これはさっき言ったように水道料だとか電気料の分はもらうということで、やはりそこら辺を担当者もいろんな面でしないと、物が上がったからすぐ上げますということになれば、これはもう本当に業者としても大変だろうし、そこら辺をどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 道産の小麦につきましては、北海道給食会が一括購入して各学校給食会に納入するということになっておりまして、その分でのパン製造をする部分は原材料を提供して、加工賃で業務を展開してもらうということになってございますので、その辺は高い小麦を買っているとかなんとかということではなくて、北海道給

食会が一括購入してそれぞれ配付しているということになりますので、御承知おき願いたいというふうに思います。

それと、給食費の値上げ等につきましては学校給食会等で検討ということになるのですけれども、実は平成19年度中もそれぞれの値上げ等がございまして、学校給食費もというふうなことがございましたけれども、学校給食会の中では平成20年度については値上げをしない方向でという、そういったことで今日までできております。ただ、現在それ以上にまた食材等の高騰があります。ただ、名寄市の場合は地産地消といいますか、地元の食材を今まで使ってきたということで何とかのいできましたけれども、ほかの加工食品等が値上がりをしているという部分の中で、現在次年度以降の学校給食費についてどうすべきかということでは学校給食会の中で今検討中ということでありまので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○2番（田中之繁議員） わかりました。

パンだけの話でなくて、ラーメンだとかうどんの、こういう中の話を私はちょっとさせていたのだと。北海道産の小麦がそういうふうに保証されているということであれば、これはもう本当にこれからのことに対して、やっぱり大分昔から入れているのだと。ただ、さっき言ったのはラーメン業者がうどん業者が入っているときに余りにも差があったと。こういうことになれば、やはりこういうことで偽装もあるのだと。名寄の人はまじめだからあれですけども、そういうところで偽装も生まれてくるのだというふうに私はちょっと考えたから言ったわけですが、とにかくそこら辺お互いにやっぱりもう将来に向かっていいものをみんなに出すというのが基本ですから、ひとつそこら辺をしっかりとしていただきたいなと。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第19 議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

歳入歳出予算の補正では、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ705万円を追加し、予算総額を31億9,421万2,000円に、債務負担行為の補正では直診勘定におきまして債務負担行為を追加しようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。2款保険給付費では、療養費を600万円、出産育児給付費を105万円それぞれ追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。8款繰入金では、一般会計繰入金におきまして出産育児給付費の一般会計負担分70万円を追

加し、基金繰入金におきましては635万円を追加して調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の債務負担行為補正について申し上げます。今回の補正は、平成21年度における風連国民健康保険診療所清掃等業務委託料の限度額を200万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第20 議案第26号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第26号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ74万円を追加し、予算総額を18億7,846万9,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ125万円を追加し、予算総額を4億4,915万7,000円に

しようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、要介護認定システム改修委託料等により64万円を追加し、2款保険給付費では介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費を増減し、保険給付費内で調整しようとするものであります。

7款諸支出金では、歳出、還付金10万円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。4款国庫支出金では要介護認定モデル事業費補助金等により36万2,000円を、8款繰入金では一般会計繰入金として37万8,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連の歳出及び歳入について申し上げます。歳出の2款事業費では、酸素機器増設工事等により125万円を追加しようとするものであります。

歳入の5款国庫支出金では、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金として125万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第21 議案第27号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第27号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行おうとするものでありまして、平成21年度における下水終末処理場清掃等業務委託料の債務負担行為の限度額を120万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第22 議案第28号 名寄市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、会議規

則の一部を改正しようとするものであります。

お諮りいたします。本件につきましては、全議員による提出でありますので、提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年10月6日午前10時30分ごろ、名寄市西1条南1丁目、名寄市役所名寄庁舎西側駐車場におきまして、建設水道部所管の公用車が駐車場に駐車する際に運転操作誤りのため、駐車中の名寄市風連町字東風連3000番地、佐藤勝氏が所有する普通乗用車に接触し、破損させたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が3万4,346円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入

ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番(谷内 司議員) このことについてですが、過去からこの100対ゼロという交通事故は大変多い。それで、今回の見たら、また過失の程度が60とか30とかという形であるならば避けようとしても避けられないのが交通事故だと思うのです。それは仕方ないのかと思うのですが、100対ゼロというのはとても私自身は認めることはできないと思います。まず、一つの要因なのですが、昨年だったですか、産業まつりのときもバックして行って後ろ見たけれども、ぶつかったなんてそんなのもあったし、今回だってこれを見ていくと10月6日、この日は私どもも稲刈りやったときで晴れの日なのです。雪も降っていません。それは、この地図を見たときにとんでもないことで、これで免許が取れたかなど。これ絶対自動車学校行ったら免許取れないのですが、どうしてこういうぐあいになったのか、詳しく説明してください。

○議長(小野寺一知議員) 野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 詳しく説明させていただきますけれども、これはもう今言われるとおり本人の不注意で、何物もございません。当然前方、横を注意してバックするのは当たり前でありまして、免許を持っているならば普通のことだというふうに私も考えています。したがって、詳しくと言われても何とも申し上げようがないのですが、本人の不注意ということで大変遺憾に考えていますので、よろしく御理解いただきたいと思っています。

○議長(小野寺一知議員) 谷内議員。

○21番(谷内 司議員) 本人の不注意はわかるのです。これそれなら、私どもにしたら何か考え事でもしていたのか、よそ見でもしていたのか、何かあると思うのです。だから、前に私も言っていたことがあるのですが、こんな事故がいつまでもあったらだめなのだから、前提案したことあり

ます。自動車学校へ行ってもう少し教習し直しなさいという提案をしたのですが、それをした経過はあるのかないのか。これは、当然それに該当すると思いますけれども、どうですか。

○議長(小野寺一知議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 谷内議員おっしゃるとおり、視力とか行動能力が遅いとかという部分については自動車学校の研修をどうするかということは検討したことはあるのですが、現実にはまだそこは行っていません。今回の分については、風連庁舎に勤務している者が同じ事務所を名寄庁舎側のほうにも持っていましたので、恐らく本人も急いでいたのか、うっかりしての事故でしたので、何回も同じような事故を起こすわけではなくて、たまたま産業まつりのときには忙しさの中でちょっと注意力が散漫になったと。今回についても風連庁舎からこちらのほうに来て事務処理をするときに、そういう部分でのうっかりミスということでしたので、本人には懲罰委員会で懲罰についてはしっかり市長から嚴重注意の処分をさせていただきまして、本人は相当重く受けとめていると思っておりますので、運転能力に問題がある場合については谷内議員のおっしゃるようなことについてはもう少し積極的に検討してみたいと思っておりますが、ちょっとうっかりミスの関係については本人に市長を初め担当部長からもきつく注意をしてもらって、このような事故のないように今後努めてまいりたいと思っております。

○議長(小野寺一知議員) 谷内議員。

○21番(谷内 司議員) 本当にこれ怒っても仕方がないことなのですからけれども、やっぱりこれを見たときにこういう事故があったよと仮に市民の中に、みんなにマスコミなどに出たときに、これ見たらどう思いますか。こんなぶつかり方したら、当然こんなのって考えられないのです。こう曲がってこう入っていくのに、目の前に車がいたら、危なかったらとまってでも切り返してでも入って、必ずするのは。それを目の前に車あるの

に真っすぐ突っ込んでいったら、自殺行為みたいなものでしょう、これだったら。それでは、絶対これから車に乗せたときにそういう考えだったら乗せられないのではないですか。だから、そうかといって余りそれをするとなんか役所の人間ですから、車に乗っていくというのも嫌がるだろうし、車に乗らぬということもできるから、そんなこともいろいろあると思うのですが、余りにもこれではひど過ぎるから、この絵を見た範囲内です。ですから、これでは全然運転する資格がないという判断だから、自動車学校へ行って3日でも1週間でもちゃんと自動車学校で教習はしてくれるので、それは確認してありますので、ぜひそちらのほうへ行ってこういう事故のないようにやっていただきたい。その辺再度お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 昨年起きた事故の中で一番本人に注意をきちっと促してやらせるための一つの方法として、交通安全の啓発運動の中に担当部長から指示させてもらいまして、積極的に参加させて、安全運転の大事さというものについても去年は実施させてもらいました。この職員につきましてもそういう形での交通安全の大事さということも含めて、同じような形で対応させてもらいたいと思っています。

それから、自動車学校の安全運転の関係については、交通担当のほうとも協議させてもらいまして、どういう方法がとれるのか、ちょっとお時間いただいて検討したいと思っています。まずは、職員の気持ちの問題が大事だと思っていますので、職員にしても風連庁舎などお互い行き来していますので、相当の台数車走っていますが、車同士の事故で、これ人を巻き込んだりなんかしましたらもっと大きい事故になりますので、この辺の注意については十分本人に注意を喚起したいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はござい

ますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より9日までの8日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より9日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時46分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知

署名議員 佐 藤 勝

署名議員 高 橋 伸 典